

第162回

もっと未来の人のために

TOKUYAMA 

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2026年6月26日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

山口県周南市江口1丁目1番25号

株式会社トクヤマ文化体育館

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の補欠者1名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

CONTENTS

株主の皆さまへ	1
第162回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	10
事業報告	35
連結計算書類	58
計算書類	60
監査報告書	62
（ご参考）	
取締役、執行役員	68
株主メモ	69
株式に関するお手続きについて	69

株式会社トクヤマ

証券コード：4043

株主の皆さまへ

株式会社トクヤマ

代表取締役 社長執行役員 **井上 智弘**



平素より格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第162回定時株主総会を2026年6月26日に開催いたしますので、ここにご案内申し上げます。

当期（2025年4月1日～2026年3月31日）の業績

5年間の中期経営計画2025最終年度である当期は、地政学リスクや米国の関税政策等、不安定な世界経済の影響により、目標数値には未達だったものの、半導体関連製品の販売が堅調に推移したこと、および製造コストの改善が進んだこと等により、売上高は対前期比1.9%増の3,494億円、営業利益は23.5%増の370億円となりました。経常利益は過去最高の382億円となりました。

事業ポートフォリオの転換施策を積極的に推進

成長事業を「電子」「健康」「環境」と位置付け、重点的に投資を行うとともに、既存事業の見直しを進めました。

成長事業と位置付ける電子分野では2025年7月にマレーシアにおいて韓国OCIグループと半導体用多結晶シリコンの半製品の共同生産を行うことを目的にOCI Tokuyama Semiconductor Materials Sdn. Bhd. を設立しました。

また、健康分野では、2025年10月にJSR株式会社より体外診断用医薬品事業および体外診断用医薬品材料事業を取得しました。

他方で2026年3月にセメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式の譲渡に伴う完全子会社の設立と会社分割（簡易吸収分割）を実施し、当該完全子会社株式を太平洋セメント株式会社へ2026年10月1日付（予定）で譲渡することを決定しました。

資本コストと株価を意識した経営の実現に向けて

当社は、資本コストを強く意識した経営のもと、株主還元の充実化、ROICを活用した事業評価や政策保有株式の縮減、株主様との対話を進めております。

2025年度は、ROICが4期ぶりにWACCを上回る水準となり、資本効率改善に向けた取り組みの成果が表れ始めています。

また、こうした取り組みや株主還元の実現により、当社株価・PBRは改善傾向にあり、PBRはおおむね1倍前後で推移するまでに至りました。

引き続き、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を通じ、資本市場からの評価向上を目指してまいります。

2027年3月期の業績予想および配当方針について

世界経済は、半導体需要の回復といった前向きな要因が見込まれる一方、中東情勢の緊迫化に伴う原材料供給の不安定化やコスト上昇など、先行きの不確実性が依然として高い状況にあります。

このような状況を総合的に検討した結果、2027年3月期の連結業績予想につきましては、現時点では未定とさせていただきます。今後、合理的な算定が可能となった段階で速やかに公表いたします。

配当につきましてはDOE 3%を目標とし、配当性向30%以上を目指すという基本方針に基づき、2026年3月期の期末配当を一株当たり60円とし、中間配当と合わせ年間120円とする予定です。2027年3月期の配当につきましては、業績予想を前提に配当金額を算定することから、現時点では未定としておりますが、基本方針は堅持してまいります。

今後も「化学を礎に、環境と調和した幸せな未来を顧客と共に創造する」という存在意義の具現化を目指し、価値創造型企業への変革を弛まずに進めてまいります。株主の皆さまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員 井上 智弘

株 主 各 位

証券コード：4043
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

山口県周南市御影町1番1号

株式会社 **トクヤマ**

代表取締役 井上 智弘

第162回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記（次頁）のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第162回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.tokuyama.co.jp/ir/event/general_meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてご確認される場合は、アクセス後、銘柄名「トクヤマ」または証券コード「4043」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

■ 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議決権行使書の郵送コスト削減と環境保護の観点からインターネットでの議決権行使にご協力いただけますと幸いです。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 山口県周南市江口1丁目1番25号
株式会社トクヤマ文化体育館

3. 株主総会の目的事項 (報告事項)

1. 第162期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第162期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役の補欠者1名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告のうち「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (4) 議決権の行使等についてのご案内は次頁をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記（前頁）インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎株主総会の運営方法について変更等が生じた場合は、上記（前頁）インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - ◎お土産の配布は廃止いたしました。

株主総会開会まで

株主総会資料のご確認

当社ウェブサイト

https://www.tokuyama.co.jp/ir/event/general_meeting.htmlへ

アクセスしご確認ください。



すべての電子提供措置事項を含む
「第162回定時株主総会招集ご通知」

議決権を事前に行使する

インターネットによる議決権行使



2026年6月25日（木）午後6時まで

詳細は8頁参照

郵送による議決権行使

2026年6月25日（木）午後6時
到着分まで

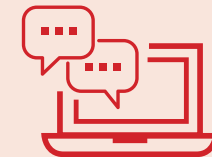
詳細は7頁参照



議決権行使書の郵送コスト削減と環境保護の観点からインターネットでの議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。

事前質問

株主様専用サイトにて事前にご質問をご登録いただけます。



2026年6月8日（月）午前5時から
2026年6月19日（金）午後5時まで

詳細は下記および9頁参照

株主総会当日

株主総会に出席する



2026年6月26日（金）午前10時開始
（受付開始：午前9時）

発言する

議決権行使をする

インターネットで行っていただいた
株主様の中から抽選で
10名様につき1名様の割合で
1,000円分のQUOカードを進呈します。



※ 当選結果は賞品の発送をもって代えさせていただきます。
賞品発送は8月下旬ごろを予定しています。

株主様専用サイト（事前質問）のご案内

本株主総会につきましては、事前に株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けします。
詳細は9頁をご確認ください。

※ 議決権行使書の副票（裏面）に記載の番号が必要です。破棄しないようご注意ください。

- ご質問は本株主総会の目的事項等に関わる内容に限らせていただき、原則としてお一人様につき2問までとさせていただきます。
- 株主様よりいただきましたご質問のうち、特に株主様のご関心が高いと思われる、かつ当社が回答可能である内容を本総会当日にご回答させていただく予定です。なお、ご回答できなかったご質問は、今後の参考とさせていただきます。
- ご質問に対して必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答できなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。

■ 「Engagement Portal」に関するお問い合わせ

TEL 0120-676-808（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（土日祝日等を除く平日午前9時～午後5時）

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席できない場合

インターネット



■ インターネットによる議決権行使の場合

<https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスのうえ、画面の案内にしたがって、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時まで受付

詳細は次頁をご参照ください

郵送



■ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

- ご出席の際は、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、委任した株主様の署名または記名捺印のある委任状のご提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会
開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

複数回行使された場合の議決権の取り扱い

■ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

■ インターネットにより複数回議決権を行使された場合

最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

*インターネットにより議決権を行使された後、書面にて異なる内容の議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容が有効となりますので、行使内容を変更される場合は、改めてインターネットにより議決権を行使してください。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後6時まで受付



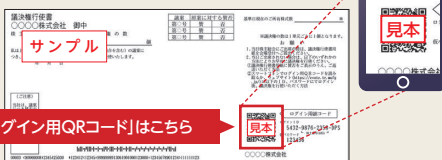
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書
副票(右側)



「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。

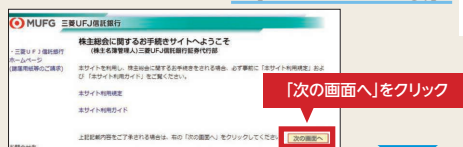
議案の詳細はこちら



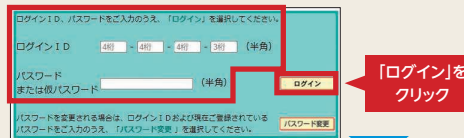
ログインID・仮パスワードを入力し 行使する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 お手続きメニューより各種メニューを選択



以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

システム等に関する
お問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間: 午前9時から午後9時まで

～事前質問についてのご案内～

株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 事前質問の受付期間 2026年6月8日（月曜日）午前5時から2026年6月19日（金曜日）午後5時まで

2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

本招集通知同封の議決権行使書裏面をご参照の上、ご使用の端末によって以下のいずれかの方法でログインしてください。

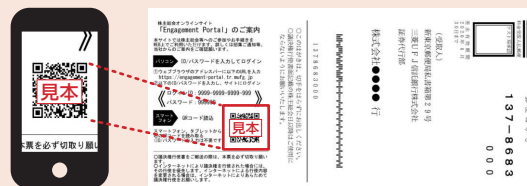
※ 同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知6頁記載の【Engagement Portalに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(1) QRコードの読み取りによりログインする場合（スマートフォン・タブレット等）

議決権行使書裏面に記載されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。

「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



(2) 個別のログインID・パスワードによりログインする場合（パソコン等）

- ① 以下のURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載の「ログインID」と「パスワード」を入力してください。
URL：https://engagement-portal.tr.mufg.jp/
- ② 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ③ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

A screenshot of the 'Engagement Portal' login page. It features a red dashed border around the login fields. The fields include: 1. 'ログインID' (Login ID) with a 4-digit input field; 2. 'パスワード' (Password) with a text input field; 3. A checkbox for '利用規約に同意する' (I agree to the terms of use); and 4. A red 'ログイン' (Login) button.

3. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
 - ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
 - ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
- 事前質問にかかるご留意事項については招集通知6頁をご確認ください。

＜推奨環境＞

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長のための投融資や研究開発を通じた中長期的な視点での企業価値の最大化、業績や財務状況、資本コスト等を総合的に勘案した上で、安定的、継続的に株主の皆さまに対し利益還元を実施していきます。株主還元につきましては、DOE（株主資本配当率）3%を目標として、配当性向30%以上を目指すことを掲げております。

以上のことから、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき60円
総額 4,323,686,040円
なお、当期はすでに、1株につき60円の間配当を実施しておりますので、これをあわせた年間配当金は、前期と比較して20円増配の1株につき120円となります。
3. 剰余金の配当の効力が生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社グループの企業価値向上およびガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名を増員し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	出席状況 取締役会出席率
1	再任候補者 よこ た ひろし 横 田 浩	代表取締役 化成品、電子先端材料、監査、 秘書 担当 会長執行役員	18/18回 (100%)
2	再任候補者 いの うえ とも ひろ 井 上 智 弘	代表取締役 経営企画、ライフサイエンス、環境事業、 製造統括、デジタル統括、カーボンニュートラル戦略、 ニュービジネス 担当 社長執行役員	18/18回 (100%)
3	再任候補者 たに ぐち たか ひで 谷 □ 隆 英	取締役 セメント、サステナビリティ、総務人事、 購買・物流 担当 専務執行役員 セメント部門長	14/14回 (100%)
4	新任候補者 なが せ かつ み 長 瀬 克 己	専務執行役員 電子先端材料統括本部長 兼 研究開発本部長 兼 先端材料部門長	—
5	新任候補者 社外取締役 いし づか ひらく 石 塚 啓	社外取締役（監査等委員）	18/18回 (100%)
6	新任候補者 社外取締役 さい とう し ろう 斉 藤 史 郎	社外取締役（監査等委員）	14/14回 (100%)
7	新任候補者 社外取締役 かじ わら ゆみ こ 梶 原 ゆみ子	社外取締役（監査等委員）	14/14回 (100%)

候補者
番号

1

よこた ひろし
横田 浩

再任

生年月日	1961年10月12日
所有する当社株式数	43,200株
取締役在任年数	11年
2025年度取締役会出席状況	18/18回 (100%)



略歴、地位および担当

1985年 4月	当社 入社	2021年 4月	当社 代表取締役 化成品、セメント、監査室、 カーボンニュートラル戦略担当
2008年 4月	当社 ファインケミカル営業部長		
2010年 1月	当社 機能性粉体営業部長		
2014年 4月	当社 執行役員 特殊品部門長	2023年 6月	当社 代表取締役 化成品、セメント、電子先端材料、 先進技術事業化センター、監査担当
2015年 3月	当社 社長執行役員		
2015年 6月	当社 代表取締役 各事業部門、経営企画室、監査室、 秘書室、総務人事担当	2025年 6月	当社 代表取締役 化成品、電子先端材料、監査、秘書担当
	社長執行役員		
2017年 6月	当社 代表取締役 各事業部門、監査室担当	2026年 4月	当社 代表取締役 化成品、電子先端材料、監査、秘書担当
	社長執行役員		会長執行役員 (現任)
2019年 6月	当社 代表取締役 化成品、セメント、ライフアメニティー、 研究開発、監査室担当		
	社長執行役員		

重要な兼職の状況

株式会社山口フィナンシャルグループ 社外取締役 (2026年6月就任予定)

取締役候補者とした理由

横田 浩氏は、代表取締役会長執行役員として当社の経営を担っております。人事労務、伝統事業、先端材料事業など幅広く業務に携わり、2015年6月からは代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、リーダーシップを発揮して会社を牽引してまいりました。今後も当社グループの主要な経営課題に取り組み、企業価値向上に向けた役割を担う適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いの うえ
井上とも ひろ
智弘

再任

生年月日	1964年12月8日
所有する当社株式数	2,300株
取締役在任年数	3年
2025年度取締役会出席状況	18/18回 (100%)



略歴、地位および担当

1989年 4月	当社 入社	2024年 4月	当社 取締役 経営企画、CSR、環境事業、徳山製造所、 カーボンニュートラル戦略担当 常務執行役員 経営企画本部長
2012年 12月	当社 事業推進プロジェクトグループ 主幹	2025年 4月	当社 取締役 経営企画、サステナビリティ、環境事業、 徳山製造所、カーボンニュートラル戦略、ニュービジネス担当 常務執行役員 経営企画本部長
2013年 4月	当社 事業推進プロジェクトグループリーダー	2025年 6月	当社 取締役 経営企画、サステナビリティ、環境事業、 徳山製造所、カーボンニュートラル戦略、ニュービジネス、 先進技術事業化センター、デジタル統括 担当 常務執行役員 経営企画本部長
2013年 5月	当社 経営企画グループ 主幹	2026年 4月	当社 代表取締役 経営企画、ライフサイエンス、環境事業、製造統括、 デジタル統括、カーボンニュートラル戦略、ニュービジネス担当 社長執行役員 (現任)
2014年 4月	当社 事業推進センター 主幹		
2015年 4月	当社 資源リサイクルグループリーダー		
2018年 4月	当社 セメント製造部長		
2021年 4月	当社 執行役員 セメント部門 副部門長 兼 セメント製造部長		
2022年 4月	当社 執行役員 環境事業部門長 兼 セメント部門 副部門長		
2023年 4月	当社 常務執行役員 環境事業部門長 兼 セメント部門 副部門長		
2023年 6月	当社 取締役 環境事業、徳山製造所担当 常務執行役員 環境事業部門長 兼 セメント部門 副部門長		

取締役候補者とした理由

井上 智弘氏は、代表取締役社長執行役員として当社の経営を担っております。海外での業務経験や、セメント事業、環境事業、経営企画などでの幅広い経験をもとに、当社グループの成長戦略の立案や実行に対してリーダーシップを発揮し、積極的に取り組んでおります実績から、当社グループの企業価値向上に向けた役割を担う適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

たに ぐち
谷口

たか ひで
隆英

再任

生年月日	1962年4月16日
所有する当社株式数	5,523株
取締役在任年数	1年
2025年度取締役会出席状況	14/14回 (100%)



略歴、地位および担当

1986年 4月	当社 入社	2018年 4月	当社 執行役員 セメント部門長
2010年 4月	当社 マレーシア計画企画グループ リーダー	2021年 4月	当社 常務執行役員 セメント部門長
2014年 3月	当社 マレーシア計画企画グループ リーダー 兼 T・M事業改革プロジェクトグループリーダー	2025年 6月	当社 取締役 セメント、総務人事、購買・物流 担当 常務執行役員 セメント部門長
2014年 4月	当社 特殊品企画グループリーダー 兼 T・M事業推進企画グループリーダー	2026年 4月	当社 取締役 セメント、サステナビリティ、総務 人事、購買・物流担当 専務執行役員 セメント部門長 (現任)
2015年 3月	当社 特殊品企画グループリーダー		
2017年 10月	当社 経営企画グループリーダー		

取締役候補者とした理由

谷口 隆英氏は、取締役専務執行役員として当社の経営を担っております。経営企画、特殊品企画、海外プロジェクト推進、セメント事業などでの豊富な業務経験をもとに、当社の事業の推進や変革に積極的に取り組んでおります実績から、当社グループの企業価値向上に向けた役割を担う適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

なが せ
長瀬 かつ しみ
克己

新任

生年月日 1965年8月31日

所有する当社株式数 1,200株

取締役在任年数 —

2025年度取締役会出席状況 —



略歴、地位および担当

1994年 4月	当社 入社	2022年 4月	当社 電子材料部門副部門長 兼 機能性粉体営業部長
2014年 4月	当社 特殊品企画グループ 主幹		兼 機能性粉体開発グループリーダー
2015年 1月	当社 S i 製造部 副部長 兼 特殊品企画グループ (徳山)	2023年 4月	当社 執行役員 電子先端材料統括本部長 兼 先端材料部門長
2017年 4月	当社 S i 製造部長	2024年 4月	当社 常務執行役員 電子先端材料統括本部長 兼 先端材料部門長
2019年 4月	当社 特殊品企画グループ (徳山) 主幹	2025年 4月	当社 常務執行役員 電子先端材料統括本部長 兼 先端材料部門長
2020年 4月	当社 機能性粉体営業部長 兼 機能性粉体開発グループリーダー	2026年 4月	当社 専務執行役員 電子先端材料統括本部長 兼 研究開発本部長 兼 先端材料部門長 (現任)
2021年 4月	当社 電子材料部門副部門長 兼 機能性粉体営業部長 兼 機能性粉体開発グループリーダー 兼 徳山研究所副所長		

取締役候補者とした理由

長瀬 克己氏は、専務執行役員 電子先端材料統括本部長 兼 研究開発本部長 兼 先端材料部門長として、当社の事業の推進に努めております。これまでに、海外での業務経験や電子先端材料などの事業において幅広い業務経験を有しており、それらの経験に基づく豊富な知見や、成長事業の推進に積極的に取り組んでおります実績から、当社グループの企業価値向上に向けた役割を担う適切な人材と判断し、このたび新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

いしづか
石塚 啓

新任

社外

生年月日	1960年12月29日
所有する当社株式数	—
取締役在任年数	3年
2025年度取締役会出席状況	18/18回 (100%)



略歴、地位および担当

1984年 4月	株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2019年 1月	同社 代表取締役副社長 兼 副社長執行役員
2011年 6月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 執行役員		兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員
2012年 6月	同行 執行役員 兼 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員	2019年 6月	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 兼 社長執行役員
2014年 5月	同行 常務執行役員	2023年 6月	同社 代表取締役会長（現任）
2018年 6月	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役副社長 兼 副社長執行役員	2023年 6月	当社 取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

石塚 啓氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらに基づく高い視座や、財務・会計、金融その他経済全般に亘る見識から、当社の経営における重要事項に対して適切な監督を行うとともに、有用な助言を積極的に行うことが期待されるため、当社の社外取締役として適切な人材と判断し、このたび新たに選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

さいとう
斉藤
しろう
史郎

新任

社外

生年月日	1957年5月1日
所有する当社株式数	—
取締役在任年数	1年
2025年度取締役会出席状況	14/14回 (100%)



略歴、地位および担当

1982年 4月	東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社	2017年11月	同社 執行役上席常務（技術・生産統括部担当、研究開発本部担当、横浜事業所担当、姫路工場担当、部品材料所管、研究開発本部長）
2001年 6月	同社 研究開発センター新機能材料・デバイスラボラトリー室長		
2007年 4月	同社 技術企画室（企画・業務担当）グループ長	2018年 6月	同社 執行役専務（技術・生産統括部担当、研究開発本部担当、横浜事業所担当、姫路工場担当、部品材料所管）
2009年 4月	東芝メディカルシステムズ株式会社 統括技師長附		
2011年 6月	株式会社東芝 研究開発センター所長	2019年 4月	同社 執行役専務（技術企画部担当、研究開発本部担当、デジタルイノベーションテクノロジーセンター担当）
2014年 6月	同社 執行役常務（研究開発センター所長）	2020年 4月	同社 特別嘱託（現任）
2015年 9月	同社 執行役上席常務（研究開発統括部長）	2025年 6月	当社 取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

DIC株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

斉藤 史郎氏は、製造業において、研究開発部門、生産部門の統括責任者や、会社の経営に関わる豊富な経験を有しており、それらに基づく高い視座や、高度な見識から、当社の経営における重要事項に対して適切な監督を行うとともに、有用な助言を積極的に行うことが期待されるため、当社の社外取締役として適切な人材と判断し、このたび新たに選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

かじわら
梶原ゆみ子

新任

社外

生年月日 1961年9月9日

所有する当社株式数 —

取締役在任年数 1年

2025年度取締役会出席状況 14/14回 (100%)



略歴、地位および担当

1984年 4月	富士通株式会社 入社	2018年 3月	内閣府 総合科学技術・イノベーション会議 (CSTI) 議員 (非常勤) (現任)
2006年 9月	同社 モバイルフォン事業本部知財戦略推進部長	2018年 4月	富士通株式会社 常務理事 人事本部副本部長 (人材開発担当) 兼 CTO補佐 兼 ダイバーシティ推進室長
2007年 12月	同社 モバイルフォン事業本部新市場開発戦略統括部長	2021年 4月	同社 執行役員常務 CSO 兼 サステナビリティ推進本部長
2013年 2月	同社 法務本部長	2023年 5月	同社 執行役員 EVP CSuO
2015年 4月	同社 常務理事 法務・コンプライアンス・知的財産本部副本部長	2025年 6月	当社 取締役 (監査等委員) (現任)
2017年 4月	同社 常務理事 人事本部副本部長 (人材開発担当) 兼 ダイバーシティ推進室担当		

重要な兼職の状況

シャープ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
丸紅株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

梶原 ゆみ子氏は、製造業において、ダイバーシティ、サステナビリティ推進の責任者や、会社の経営に関わる豊富な経験を有しており、それらに基づく高い視座や、高度な見識から、当社の経営における重要事項に対して適切な監督を行うとともに、有用な助言を積極的に行うことが期待されるため、当社の社外取締役として適切な人材と判断し、このたび新たに選任をお願いするものであります。

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、3名の取締役在任年数および取締役会出席回数は監査等委員である社外取締役としてのものを記載しております。なお、石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏は、本議案による選任が承認された場合、本総会の終結の時をもって当社の監査等委員である社外取締役を辞任する予定であります。
- (注4) 石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (注5) 石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (注6) 当社と石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏の3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。3名の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (注7) 石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏の3名は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っており、3名の選任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。なお、石塚 啓氏は、当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者でしたが、退任後8年が経過しており、また同行の親会社であります株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行者でしたが、退任後7年が経過しています。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役7名全員が、本総会の終結の時をもって辞任する予定となります。

つきましては、機動的な監査ならびに当社グループの企業価値向上とガバナンス体制の一層の強化に向けた取締役全体の構成という観点から、監査等委員である取締役4名を減員することとし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、4名減員となりましても、内部監査部門との連携等を含む、当社の監査体制の状況を鑑み、監査の実効性を引き続き確保できるものと判断しております。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	出席状況 取締役会出席率	出席状況 監査等委員会 出席率
1	再任候補者 すえ おか かず まさ 末 岡 和 正	取締役（監査等委員）	14 / 14 回 (100%)	18 / 18 回 (100%)
2	再任候補者 みず もと のぶ こ 水 本 伸 子 社外取締役	社外取締役（監査等委員）	18 / 18 回 (100%)	23 / 23 回 (100%)
3	再任候補者 こん どう なお き 近 藤 直 生 社外取締役	社外取締役（監査等委員）	17 / 18 回 (94%)	22 / 23 回 (95%)

(注1) 末岡 和正氏、水本 伸子氏および近藤 直生氏は、現在当社の監査等委員である取締役の在任中ではありますが、本議案による選任が承認された場合、本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役を一旦辞任する予定であります。

(注2) 宮本 陽司氏は、現在当社の監査等委員である取締役の在任中ではありますが、本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任する予定であります。

(注3) 石塚 啓氏、斉藤 史郎氏および梶原 ゆみ子氏は、現在当社の監査等委員である取締役の在任中ではありますが、本総会に付議しております第2号議案が承認可決された場合、当社の社外取締役就任に伴い、本総会の終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任する予定であります。

候補者
番号

1

す え お か
末岡
か ず ま さ
和正

再任

生年月日	1967年1月5日
所有する当社株式数	1,103株
取締役在任年数	1年
2025年度取締役会出席状況	14/14回 (100%)
2025年度監査等委員会出席状況	18/18回 (100%)



略歴、地位および担当

1990年 4月	当社 入社	2025年 6月	当社 取締役（監査等委員）（現任）
2015年 4月	当社 経営サポートセンター 所長		
2019年 4月	当社 財務経理グループリーダー		
2019年10月	当社 経営管理グループリーダー		
2024年 7月	当社 監査室長		

重要な兼職の状況

株式会社トクヤマデンタル	監査役（2026年6月就任予定）
株式会社エイアンドティー	監査役（2026年6月就任予定）
株式会社医学生物学研究所	監査役

監査等委員である取締役候補者とした理由

末岡 和正氏は、監査等委員である取締役として適切な経営の監督を行っております。長年、経理、財務の業務に従事し、その間における海外業務、基幹システムの導入プロジェクトなどの経験、監査室長のポストを通じた内部統制の運用・整備の経験などを通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査等委員である取締役として適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

みずもと のぶこ
水本 伸子

再任 社外



生年月日 1957年3月31日

所有する当社株式数 1,100株

取締役在任年数 5年

2025年度取締役会出席状況 18/18回 (100%)

2025年度監査等委員会出席状況 23/23回 (100%)

略歴、地位および担当

1982年 4月	石川島播磨重工業株式会社 (現 株式会社 IHI) 入社	2017年 4月	同社 常務執行役員 調達企画本部長
2004年 7月	同社 TX準備室長	2018年 4月	同社 常務執行役員 高度情報マネジメント統括本部長
2006年 4月	同社 経営企画部 新事業企画グループ部長	2018年 6月	同社 取締役 常務執行役員 高度情報マネジメント統括本部長
2008年 10月	同社 人事部 採用グループ部長	2020年 4月	同社 取締役
2012年 4月	同社 理事 CSR推進部長	2020年 7月	同社 顧問 エグゼクティブ・フェロー
2014年 4月	同社 執行役員 グループ業務統括室長	2021年 4月	同社 顧問
2016年 4月	同社 執行役員 調達企画本部長	2021年 6月	当社 取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社オカムラ 社外取締役
株式会社日本製鋼所 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

水本 伸子氏は、監査等委員である取締役として適切な経営の監査・監督を行っております。製造業における技術者としての経験に始まり、CSR経営、デジタルトランスフォーメーションの推進責任者などの経験や、会社の経営に関わる豊富な経験を有しており、それらに基づく高度な見識から、当社の経営に対する適切な監査・監督を行うとともに、重要事項に対する有用な助言を積極的に行うことが期待されるため、当社の監査等委員である取締役として適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

こんどう
近藤

なおき
直生

再任

社外

生年月日	1973年12月4日
所有する当社株式数	1,200株
取締役在任年数	3年
2025年度取締役会出席状況	17/18回 (94%)
2025年度監査等委員会出席状況	22/23回 (95%)



略歴、地位および担当

2000年10月	弁護士登録 ときわ総合法律事務所 入所	2012年12月	弁護士法人大江橋法律事務所 入所
2004年3月	弁護士法人大江橋法律事務所 入所	2016年1月	同法人 パートナー (現任)
2009年3月	ニューヨーク州弁護士登録	2023年6月	当社 取締役 (監査等委員) (現任)
2009年7月	経済産業省 通商政策局通商機構部 参事官補佐		

重要な兼職の状況

株式会社アイビス 社外取締役 (監査等委員)
株式会社A&Dホロンホールディングス 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

近藤 直生氏は、監査等委員である取締役として適切な経営の監査・監督を行っております。社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な見地と豊富な経験から、当社の経営に対する適切な監査・監督を行うとともに、重要事項に対する有用な助言を積極的に行うことが期待されるため、当社の監査等委員である取締役として適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 水本 伸子氏および近藤 直生氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 水本 伸子氏および近藤 直生氏は、当社又は当社の特定関係事業者から役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- (注4) 水本 伸子氏および近藤 直生氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- (注5) 当社と末岡 和正氏、水本 伸子氏および近藤 直生氏の3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。3名の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 水本 伸子氏および近藤 直生氏の2名は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っており、2名の選任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
- (注7) 水本 伸子氏の戸籍上の氏名は齊田 伸子であります。
- (注8) 近藤 直生氏が、2023年9月から社外監査役に就任しております株式会社A & Dホロンホールディングスは、同社の連結子会社において、特定計量器の修理にあたり、計量法に違反する取り扱いが行われていたことを2025年9月に公表しております。なお、同社は違反の発生原因、是正措置の内容、業務改善委員会の設置による再発防止への取り組みなども公表しております。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。平素より同社の社外監査役として法令遵守の視点に立った提言を行っており、当該事実の判明後は、監査役会を通じて発生原因に関する調査を求め、再発防止策の実効性について確認を行うなど、その職責を適切に果たしております。

■ 第2号議案および第3号議案にかかる役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年7月に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質保険料負担はありません。
- ②補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について補填します。
- ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

取締役会におけるスキルマトリックス

当社の定めるビジョン・経営方針・事業展開などに照らし、取締役会が実効性ある議論を行い、求めら
特定した重要なスキル項目を以下とします。

取締役会全体のスキルバランスが取れ、多様性のあるメンバーで構成されることによって、ガバナンス

れる意思決定機能および経営執行の監督機能を適切に発揮するために、取締役に貢献を期待する領域から

の更なる実効性強化を図ります。(2026年度の実効性強化を図ります。)

スキル項目	スキルの定義・選定理由	取締役（監査等委員である取締役を除く。）			取締役（監査等委員である取締役を除く。）				監査等委員である取締役		
		横田 浩 代表取締役 会長執行役員	井上 智弘 代表取締役 社長執行役員	谷口 隆英 取締役 専務執行役員	長瀬 克己 取締役 専務執行役員	石塚 啓 社外取締役	斉藤 史郎 社外取締役	梶原 ゆみ子 社外取締役	末岡 和正 取締役 監査等委員長	水本 伸子 社外取締役 監査等委員	近藤 直生 社外取締役 監査等委員
経営計画・戦略	当社が持続的成長を遂げるために、ポートフォリオマネジメントを含む経営計画や戦略的方針を判断するのに不可欠な要素であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。	●	●	●	●	●	●			●	
営業・マーケティング	顧客満足が利益の源泉という価値観に立ち、事業環境を的確に捉えたマーケティングや事業の構築および利益創出には、当領域における豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。	●		●	●			●			
研究開発・生産技術・エンジニアリング	総合化学メーカーとして、独自の技術に基づいた新たな事業機会を創出するためには、様々なイノベーションの推進実績や、研究開発・生産技術・エンジニアリングといった領域での豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。		●		●			●		●	
財務・会計	正確な財務報告はもちろんのこと、強固な財務基盤を構築しつつ、持続的成長に向けた投資と株主還元の実現する財務戦略の策定には、当領域における豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。		●				●		●		
ガバナンス・リスクマネジメント	適切なガバナンス体制の確立はすべての企業活動の基盤であり、取締役会における経営・監督の実効性を向上させる上でも、コーポレート・ガバナンスやリスクマネジメント、法務、コンプライアンスといった領域における豊富な経験と幅広い見識を持つ取締役が必要であると考えます。	●	●	●		●			●	●	●
サステナビリティ	事業を通じた様々な社会課題の解決に寄与し、社会から信頼され、必要とされる企業であるために、主に環境・社会に対するサステナビリティ経営の視点を備えていることが求められるため、当領域の豊富な経験と幅広い見識を持つ取締役が必要であると考えます。	●	●	●				●		●	●
人的資本	当社は人材を持続的成長に不可欠な最重要の経営資本と捉えており、事業戦略と連動した人材戦略を構築し、多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる企業であるために、当領域における豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。		●	●		●		●		●	
DX	IT技術による業務効率の改善や生産性の向上に留まらず、デジタルトランスフォーメーションによる抜本的な業務改革の推進は当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上には不可欠であるため、当領域における豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。		●		●			●		●	
グローバルビジネス	中長期戦略のひとつである事業ポートフォリオ転換の推進には、海外ビジネス展開の加速が欠かせないため、海外でのマネジメント経験や事業展開といったグローバルビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識を有する取締役が必要であると考えます。	●	●		●			●		●	●

●：特に期待するものを示しております。

第4号議案 監査等委員である取締役の補欠者1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の補欠候補者は次のとおりであります。

み うら せい じ
三浦 聖爾

社外

生年月日

1982年10月12日

所有する当社株式数

—



略歴、地位および担当

2010年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）

2011年 1月 加茂法律事務所入所（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

三浦 聖爾氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、高い見識を有しております。このことから、客観的かつ公正な視点で当社の経営全般に対する監査・監督の遂行、経営への助言を期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。

(注1) 三浦 聖爾氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 三浦 聖爾氏は、監査等委員である社外取締役の補欠候補者であります。

(注3) 三浦 聖爾氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423

-
- 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- (注4) 三浦 聖爾氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしております。なお、三浦 聖爾氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届出を行う予定であります。
- (注5) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、2026年7月に当該契約を更新する予定であります。三浦 聖爾氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (5)」に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

当社は、2018年6月22日開催の第154回定時株主総会において当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。本制度の対象となる取締役と併せて以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、2021年6月25日開催の第157回定時株主総会において本制度の一部改定することを株主の皆様にご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、本制度が対象としておりました5事業年度（2022年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2027年3月末日で終了する事業年度以降についても本制度の一部を改定の上、継続させていただきたく、本株主総会にお諮りするものであります。なお、本議案は、2017年6月23日開催の第153回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬の限度額（年額5億6,000万円以内）とは別枠としてお諮りするものであります。

当社は、本議案が可決されることを条件に、2026年5月開催の取締役会において、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定および株式報酬比率の引上げや業績評価構造等の見直しについて決議いたしました。その内容の概要は後記33頁～34頁に記載のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、独立性・客観性・透明性を担保するため委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議を経ております。さらに、株式報酬額の引き上げに伴い、下記2（2）のとおり、対象期間（下記2（2）に定義される。）中に当社が取締役等に付与するポイントの上限は、96,000ポイント（96,000株相当）に対象期間の年数を乗じたポイント数に引き上げることとなりますが、当社発行済株式総数（2026年3月31日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.67%以下であります。以上から、本議案の内容は、相当であると考えております。

本制度の対象となる当社の取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本株主総会の終結の時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は14名の予定です。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

2. 本制度における報酬の額・株式数の上限等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社が設定した信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。本制度の継続にあたり、従前の本制度内容を一部改定いたしたく存じます。改定後の本制度の内容は下記（2）以降のとおりです。

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。） ・ 当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2億6,000万円に対象期間の年数を乗じた金額 ・ なお、延長後最初の対象期間である5事業年度に対しての上限は13億円（延長後最初の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度）
取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（3）のとおり。）および当社株式の取得方法（下記（2）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 96,000ポイント（96,000株相当）に対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数 ・ 上記の上限交付株式数の当社発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.67% ・ 本信託は当社株式を株式市場から取得する予定のため、希薄化は生じない
③ 業績達成条件の内容（下記（3）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2031年3月31日で終了する事業年度までの対象期間については、連結営業利益率、ROEの目標達成度に応じて、0～150%の範囲で変動 ・ 2032年3月31日で終了する事業年度以降に開始する対象期間については、取締役会において別途決定
④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、対象期間終了後

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」という。）とします。なお、延長後最初の対象期間は2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とします。

当社は、対象期間において、2億6,000万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（延長後最初の対象期間である5事業年度に対しては13億円）の範囲内で信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者として対象期間に相当する期間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、当該信託金を原資として当社株式を株式市場から一括して取得します。当社は、対象期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も当該新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、2億6,000万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で追加拠出を行う予定です。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、2億6,000万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。

(3) 取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限等

当社は、信託期間中の毎年一定の時期に、取締役等に対して、役位および業績に応じて、以下の算定式により計算されるポイントを付与します。ただし、配当を行わなかった年度においては、ポイントを付与しないものとします。

(ポイントの算定式)

役位別に定める株式報酬基準額 ÷ 対象期間開始月の前月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て） × 業績連動係数（※）

（※）業績評価指標の達成度に応じて0～150%の範囲で決定します。なお、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの対象期間

においては、業績評価指標は、連結営業利益率およびROEとします。2032年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間における業績評価指標および変動幅は、その時点の中期経営計画をふまえて取締役会が決定するものとします。

取締役等に付与されたポイントは毎年累積され、取締役等に交付等が行われる当社株式等の数は、対象期間終了後、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じ、1ポイントにつき当社株式1株（1ポイント未満の端数は切り捨て）として決定します。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数および本信託から交付等が行われる当社株式等の合計上限株数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に対して付与される株式交付ポイント数の上限は、96,000ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、5事業年度を対象とする延長後最初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、480,000株（1ポイントにつき当社株式1株の場合）となります。なお、上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定したものであります。

(4) 取締役に対する株式交付等の時期および方法その他株式交付条件

取締役会が別途定める受益者要件を充足した取締役等は、対象期間の最終事業年度末日直後の7月頃（ただし、信託期間中に取締役等が退任した場合は退任後一定の時期）に当社株式等の交付等を受けます。

このとき、当該取締役等は、累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点の累積ポイントに応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとし、信託期間中に取締役等が海外赴任することとなった場合は、その時点の累積ポイントに応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等が海外赴任日までに本信託から給付を受けるものとします。

なお、取締役等は、交付を受けた当社株式を、原則として取締役等を退任するまで保持し続けることとします。また、取締役等としての職務に重大な違反があった場合その他の当社の定める事由があった場合には、本制度に基づく当社株式等の交付等の全部もしくは一部を行わないこととし（マルス）、または交付等をした当社株式等の全部もしくは一部の返還請求（クローバック）ができるものとしてします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に本信託が終了する段階で配当の残余が生じた場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細につきましては当社ウェブサイト (<https://www.tokuyama.co.jp/>) に掲載の「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」を併せてご参照ください。

※取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定について

本議案が可決されることを条件に、2026年5月開催の取締役会において決議いたしました取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定部分の概要等は以下のとおりです。なお、その他の部分につきましては、事業報告の「4. 会社役員に関する事項 (6)」をご覧ください。

改定前)

- ・中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とし、役位別に定められた基準ポイント数の対象期間中の累積数に対し、あらかじめ定められた業績目標に対する達成度に応じて0～150%の範囲内で当社株式の交付を行うものとする。

改定後)

- ・中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とし、役位別に定められた基準ポイント数に、あらかじめ定められた業績目標に対する達成度に応じた0～150%の範囲内の業績連動係数を乗じて計算されるポイント数を毎年一定の時期に付与し、対象期間終了後に付与したポイントの累積値に応じて当社株式の交付を行うものとする。

なお、上記改定後の決定方針をふまえ、業績評価指標は、中期経営計画の主要な財務目標に基づきますが、稼ぐ力の強化をより意識し、連結営業利益等から、連結営業利益率およびROEに見直しを行うことといたします。

また、業績目標達成への意欲向上を図ることを目的に、取締役等の基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬の概ねの構成割合（目標100%達成時）を以下の内容に見直すことといたします。

見直し前)	取締役である者	60	：	30	：	10
	取締役でない者	70	：	20	：	10
見直し後)	取締役である者	55	：	25	：	20
	取締役でない者	65	：	20	：	15

以上

1. トクヤマグループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、ウクライナ情勢の長期化をはじめとする地政学リスクの高まりに加え、米国の関税政策などにより国際貿易における不透明感が増しました。さらに、2026年2月に始まった中東地域の紛争により原油をはじめとした原燃料のサプライチェーンに危機的状況が生じ、不安定な状況が続いています。

日本経済においては、企業の設備投資および賃上げの動きは継続されたものの、物価高や金利上昇の影響等により、景気回復は限定的となりました。

このような経済環境のもと、当社は当年度を最終年度とする中期経営計画2025の重点課題である「事業ポートフォリオの転換」「地球温暖化防止への貢献」「CSR経営の推進」に取り組んでまいりました。

業績につきましては、半導体関連製品の販売が堅調に推移したこと、および製造コストの改善が進んだこと等により、売上高と営業利益がともに増加しました。

売上高は、トクヤマライフサイエンスグループの新規連結、および半導体関連製品の販売増加等により、前期より64億2百万円増加し、3,494億76百万円（前期比1.9%増）となりました。

営業利益は、半導体関連製品の販売が堅調に推移したこと、および製造コストの改善が進んだこと等により、前期より70億49百万円増加し、370億17百万円（前期比23.5%増）となりました。

営業外損益は、為替差益および持分法による投資利益が増加したこと等により、前期より15億65百万円改善しました。

以上の結果、経常利益は前期より86億14百万円増加し、382億3百万円（前期比29.1%増）となりました。

特別損益は、発電事業者との解約不能な長期の電力受給契約に関する契約損失引当金繰入額を計上したこと、および前期に関係会社株式交換益を計上した反動等により、前期より34億68百万円悪化しました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前期より51億46百万円増加し、364億62百万円（前期比16.4%増）となりました。

繰延税金資産の見積もりの変動等により法人税等調整額83億55百万円を計上した結果、応分の税金費用を加味した当期純利益は、前期より7億42百万円減少し、225億36百万円（前期比3.2%減）となりました。

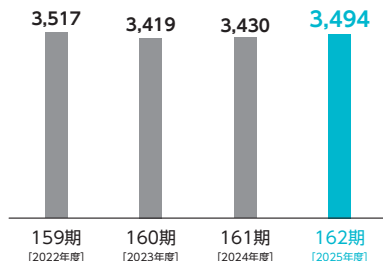
親会社株主に帰属する当期純利益は、前期より11億82百万円減少し、222億5百万円（前期比5.1%減）となりました。

以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

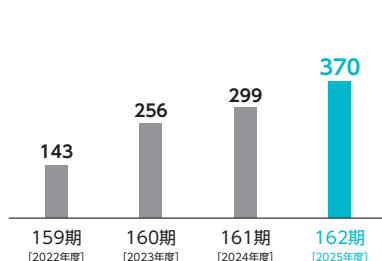
【ご参考】

連結

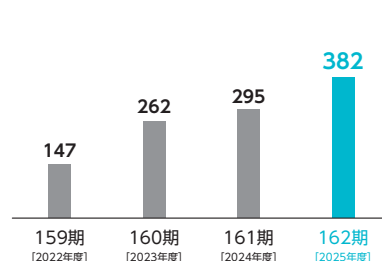
売上高 (億円)



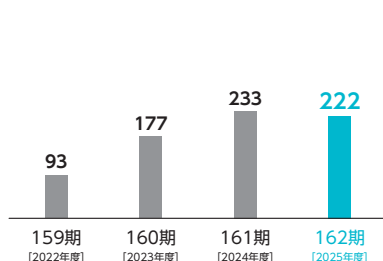
営業利益 (億円)



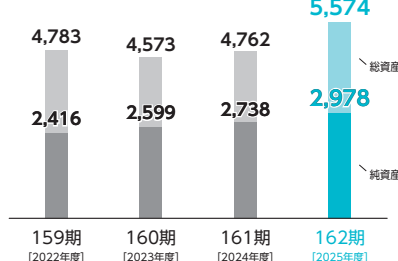
経常利益 (億円)



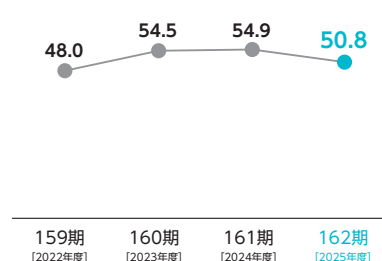
親会社株主に帰属する当期純利益 (億円)



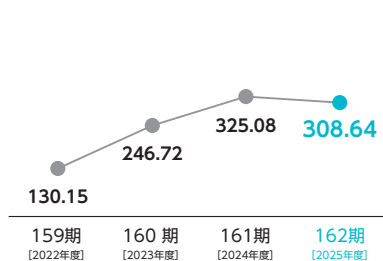
総資産・純資産 (億円)



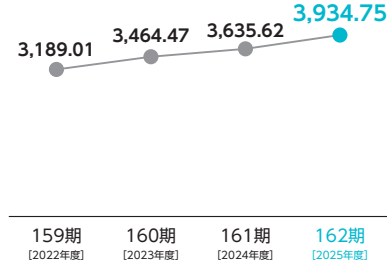
自己資本比率 (%)



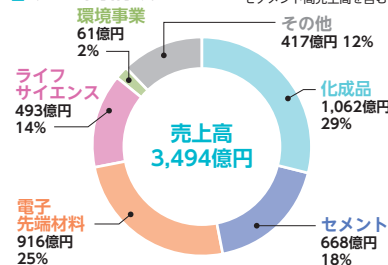
1株当たり当期純利益 (円)



1株当たり純資産 (円)



売上高構成比 (%) ※各セグメントの売上高にはセグメント間売上高を含む



(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式および役員報酬BIP信託が保有する当社株式を除いた期中平均発行済株式数により算出しております。

(注2) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第161期の期首から適用しており、第161期以降に係る親会社株主に帰属する当期純利益については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

化成品 セグメント

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

苛性ソーダ、ソーダ灰、塩化カルシウム、重炭酸ナトリウム、珪酸ソーダ、水素、塩化ビニルモノマー、塩化ビニル樹脂、酸化プロピレン、塩素系溶剤等の製造・販売

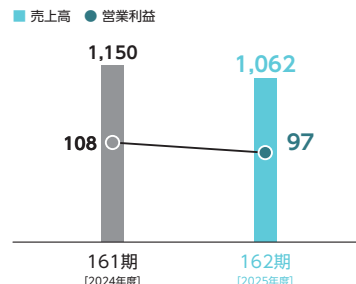
苛性ソーダは、輸出数量が減少したこと等により、減益となりました。

塩化ビニルモノマーおよび塩化ビニル樹脂は、塩化ビニルモノマーの海外市況が下落したこと等により、減益となりました。

ソーダ灰および塩化カルシウムは、販売数量が減少したこと、および物流費の増加等により、減益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,062億26百万円（前期比7.6%減）、営業利益は97億1百万円（前期比10.4%減）で減収減益となりました。

売上高/営業利益の推移 (億円)



セメント セグメント

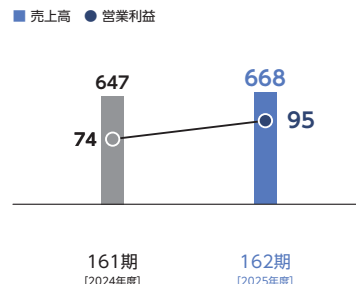
主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セメント、生コンクリート、セメント系固化材等の製造・販売および資源リサイクル

セメントは、国内出荷が前期比で減少したものの、国内の販売価格改定を進めたこと、および製造コストの改善等により、増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は668億81百万円（前期比3.4%増）、営業利益は95億36百万円（前期比27.9%増）で増収増益となりました。

売上高/営業利益の推移 (億円)



電子先端材料 セグメント

主要な事業内容
(2026年3月31日現在)

多結晶シリコン、乾式シリカ、四塩化珪素、窒化アルミニウム、電子工業用高純度イソプロピルアルコール、フォトレジスト用現像液、工業用イソプロピルアルコール等の製造・販売

半導体向け多結晶シリコンは、製造コストの改善や、製品ミックスの変動等により、増益となりました。

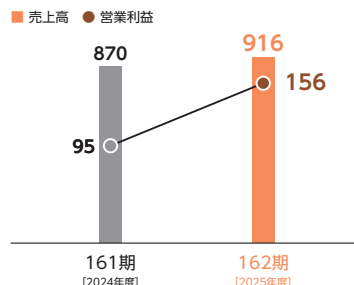
ICケミカルは、電子工業用高純度イソプロピルアルコールの販売数量が増加したこと等により、増益となりました。

乾式シリカは、販売数量が堅調に推移したことや徳山化工（浙江）有限公司における製造コストの低減等により、増益となりました。

放熱材は、半導体製造装置向けを中心に販売数量が増加したこと等により、増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は916億75百万円（前期比5.3%増）、営業利益は156億81百万円（前期比63.6%増）で増収増益となりました。

売上高/営業利益の推移（億円）



ライフサイエンス セグメント

主要な事業内容
(2026年3月31日現在)

医療診断システム、体外診断用医薬品、体外診断用医薬品材料、歯科器材、医薬品原薬・中間体、プラスチックレンズ関連材料、微多孔質フィルム等の製造・販売

歯科器材は、海外向けの出荷が増加したこと等により、増益となりました。

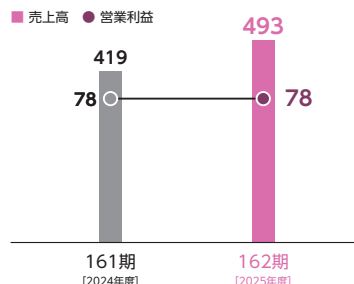
医療診断システムは、製造コストの増加等により、減益となりました。

体外診断用医薬品事業および体外診断用医薬品材料事業を担うトクヤマライフサイエンスグループを第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めたことに伴い、のれん償却費等が発生しました。

プラスチックレンズ関連材料は、製品ミックスの変動が減益要因となったものの、棚卸資産評価損の戻入を計上したこと等により、前期並みの業績となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は493億87百万円（前期比17.7%増）、営業利益は78億28百万円（前期比0.2%増）で増収増益となりました。

売上高/営業利益の推移（億円）



環境事業 セグメント

主要な事業内容
(2026年3月31日現在)

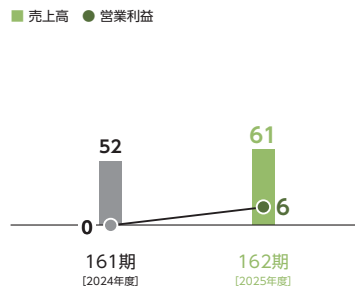
イオン交換膜等の製造・販売および廃石膏ボードリサイクル

イオン交換膜は、膜および装置の出荷が増加したこと等により、増益となりました。

廃石膏ボードリサイクルは、廃石膏ボード収集が堅調に推移し、増益となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は61億29百万円（前期比17.5%増）、営業利益は6億55百万円（前期は52百万円）となりました。

売上高/営業利益の推移（億円）



(2) 設備投資の状況

当期における設備投資は327億59百万円となり、その主なものは次のとおりであります。

- ・半導体用多結晶シリコンベトナム加工工場建設
(電子先端材料セグメント：TOKUYAMA VIETNAM CO., LTD.)
- ・電子工業用高純度イソプロピルアルコールリサイクル設備の建設
(電子先端材料セグメント：台塑徳山精密化学股份有限公司)
- ・窒化アルミニウムフィラー製造設備の増設
(電子先端材料セグメント：当社)
- ・発電所バイオマス混焼に関連する設備
(その他セグメント：当社およびトクヤマ海陸運送株式会社)

(3) 資金調達の状況

当期の設備投資は、主に自己資金、借入金により賅っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中長期的な経営戦略として2021年2月25日に中期経営計画2025を策定し、3項目の重点課題を設定しました。当連結会計年度における課題の対応および進捗等は以下のとおりです。

1. 事業ポートフォリオの転換

成長事業を「電子」「健康」「環境」と位置付け、当連結会計年度においても重点的に投資を行うとともに、中国における不採算事業の撤退（微多孔質フィルムの製造販売事業）と既存事業の見直し（セメント事業）を進めました。

「電子」分野では、マレーシアにおいて韓国OCIグループと半導体用多結晶シリコンの半製品の製造販売を行うことを目的にOCI Tokuyama Semiconductor Materials Sdn. Bhd.を設立しました。ベトナムに建設中の製造販売拠点と連携することで、半導体用多結晶シリコンの生産・供給体制の構築を進めてまいります。

「健康」分野では、JSR株式会社より体外診断用医薬品事業および体外診断用医薬品材料事業を取得しました。この事業取得により体外診断分野、さらには生化学分野への展開に向けた足がかりを築くことができました。また、株式会社トクヤマデンタルが開発した歯科充填用コンポジットレジン「オムニクロマ®」は、「構造色を活用した歯科用修復材料」としての功績が認められ、全国発明表彰において「特許庁長官賞」を受賞するなど、技術力に強みを有しています。これらの優位性を生かし、健康分野のさらなる強化・事業領域の拡大に努めてまいります。

「環境」分野では、太陽光パネルリサイクルの取り組みとして、「使用済太陽光パネル資源循環推進・北

海道コンソーシアム」に参画し、低温熱分解リサイクル技術の事業化を進めています。これらの技術は、一般社団法人太陽光発電協会の「リサイクル事業特別賞」をはじめ、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の公募において採択されるなど外部機関より高い評価を得ています。急速に普及した太陽光パネルは、今後、廃棄やリサイクルが大きな課題になると予想されており、当社はこれらの課題解決に向けた取り組みを引き続き強化してまいります。

水素関連の事業化に向けては、「札幌市水素・再生可能エネルギー推進協議会」に加入するとともに、水素化マグネシウムの用途開拓をめざす「株式会社H2ほっかいどう」に資本参加しました。当社は、水素の利活用を積極的に推進し、環境負荷の低減に貢献してまいります。

海外展開を加速させるため、当連結会計年度にインド現地法人Tokuyama India Private Limitedを設立しました。同社の設立により、経済成長が期待されるインド市場で「電子」「健康」「環境」領域に関するマーケティングや製品販売を積極的に進め、企業価値のさらなる向上を目指します。

一方、中国における微多孔質フィルムの製造販売事業においては、2026年2月に撤退を完了しました。さらに、事業ポートフォリオの最適化を図るため、セメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式の譲渡に伴う完全子会社の設立と会社分割（簡易吸収分割）を実施し、当該完全子会社株式を太平洋セメント株式会社へ2026年10月1日付（予定）で譲渡することを決定しました。また、セメント・固化材の製造事業については2028年度を目途に停止する検討に着手しました。これらの事業再編等により、構造改革と体質転換を一段と加速させ、競争力の強化と成長事業への資源配分を進めてまいります。

2. 地球温暖化防止への貢献

当社グループは「2050年度カーボンニュートラル達成」を長期目標として掲げ、原燃料の脱炭素化、環境配慮型製品の開発・実装、水素・アンモニアなど次世代エネルギーに関する技術開発および事業化の検討を継続的に進めております。また、徳山製造所を中心とした生産プロセスの改善や、国内外でのバイオマス燃料の開発・利活用を通じて、温室効果ガス（GHG）排出量削減の取り組みを強化しております。

当社は2030年度にGHG排出量（Scope1、2）を2019年度比で30%削減する目標を掲げており、サプライチェーン全体においても、Scope3のうち主要な排出源であるカテゴリー1、3、4を対象に、2030年度までに10%削減（2022年度比）を目指しております。

当連結会計年度においては、燃料アンモニアの事業性検討を実施したほか、バイオマス混焼のための設備を改造し、運転を開始しました。また、カレット製造における燃料転換については2027年度に完了、運転を開始する予定です。

なお、今後のGHG排出量削減目標および具体的な施策については、セメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式の譲渡、ならびに2028年度のセメント・固化材の製造停止を視野に入れ、事業ポートフォリオの変化を踏まえた精査と見直しを行っております。引き続き、環境負荷低減と持続的な企業価値向上の両立を目指し、取り組みを着実に進展させてまいります。

3. CSR経営の推進

当社グループは、社会に必要とされる企業であり続けるために企業価値を追求し、サステナブルな社会の実現に向けて活動しています。その実現に向けて、CSR（サステナビリティ）経営に関わる社会的な課題を抽出しマテリアリティ（CSRの重要課題）として、以下の10項目を特定し各課題の解決に取り組んでいます。

- ①地球温暖化防止への貢献 ②環境保全 ③無事故・無災害 ④社会課題解決型製品・技術の開発
- ⑤化学品管理・製品安全の強化 ⑥地域社会との共存、連携、貢献 ⑦CSR調達の推進
- ⑧人材育成 ⑨多様性（ダイバーシティ）と働きがいの重視 ⑩心と体の健康推進

当連結会計年度において、当社は経済産業省が選定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）ホワイト500」に5年連続で認定されました。従業員とその家族の心と体の健康づくりと働きやすい職場づくりを実現するために、経営トップである社長が健康経営統括責任者を務めています。今後も適切な職場環境を築くことで、生産性の向上などの組織の活性化を図り、事業を通じた持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

また、当社グループはESG投資指数「FTSE Blossom Japan Index」および「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」に引き続き選定されたことに加え、環境情報開示システムを運営する非営利団体のCDPが実施した2024年度の「サプライヤーエンゲージメント評価」において、最高評価にあたる「サプライヤーエンゲージメントリーダー」に初選定されました。これらの選定は、当社グループのESGへの着実な施策が評価されているものにとらえ、引き続き社会から求められるESGへの取り組みを進めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第159期 (2022年度)	第160期 (2023年度)	第161期 (2024年度)	第162期 (2025年度)
売 上 高 (百万円)	351,790	341,990	343,073	349,476
営 業 利 益 (百万円)	14,336	25,637	29,968	37,017
経 常 利 益 (百万円)	14,783	26,292	29,588	38,203
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,364	17,751	23,388	22,205
1株当たり当期純利益 (円)	130.15	246.72	325.08	308.64
総 資 産 (百万円)	478,342	457,360	476,207	557,432

(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式および役員報酬BIP信託が保有する当社株式を除いた期中平均発行済株式数により算出しております。

(注2) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第161期の期首から適用しており、第161期以降に係る親会社株主に帰属する当期純利益については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社トクヤマデンタル	100	100.0	歯科医療器材の製造・販売
株式会社エイアンドティー	100	100.0	医療用分析装置・診断用試薬の製造・販売
徳山化工(浙江)有限公司	494 (百万中国元)	100.0	乾式シリカ、高純度塩化シラン、電子工業用高純度薬品の製造・販売
台湾徳亞瑪股份有限公司	200 (百万新台幣ドル)	50.0	電子工業用高純度薬品の製造・販売
台塑徳山精密化学股份有限公司	2,144 (百万新台幣ドル)	50.0	電子工業用高純度イソプロピルアルコールの製造・販売
株式会社医学生物学研究所	400 (百万円)	100.0	臨床検査薬・基礎研究用試薬・コンパニオン診断薬等の研究・開発・製造・販売
Tokuyama Singapore Pte. Ltd.	11 (百万SGD)	100.0	電子工業用高純度薬品の製造・販売 トクヤマグループ製品の販売
株式会社アストム	450 (百万円)	55.0	脱塩・濃縮用イオン交換膜および電気透析装置の製造・販売
株式会社トクヤマエムテック	50 (百万円)	100.0	建材製品の製造・販売
サン・アロー化成株式会社	98 (百万円)	100.0	塩ビコンパウンドの製造・販売

(注) 当社の出資比率は、子会社による出資を含めて算出しております。

(7) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	山口県周南市
本部	東京本部 (東京都千代田区)
営業所	大阪オフィス (大阪府大阪市)
	セメント東京販売部 (東京都中央区)
	広島支店 (広島県広島市)
	高松支店 (香川県高松市)
	福岡支店 (福岡県福岡市)
	名古屋営業所 (愛知県名古屋市)
	周南営業所 (山口県周南市)
工場等	徳山製造所 (山口県周南市)
	鹿島工場 (茨城県神栖市)
	先進技術事業化センター (山口県柳井市)
研究所	つくば研究所 (茨城県つくば市)
	つくば第二研究所 (茨城県つくば市)
	徳山研究所 (山口県周南市)

② 子会社

本社	株式会社トクヤマデンタル (東京都台東区)
	株式会社エイアンドティー (神奈川県藤沢市)
	徳山化工 (浙江) 有限公司 (中華人民共和国)
	台湾徳亞瑪股份有限公司 (台湾)
	台塑徳山精密化学股份有限公司 (台湾)
	株式会社医学生物学研究所 (東京都港区)
	Tokuyama Singapore Pte. Ltd. (シンガポール共和国)
	株式会社アストム (東京都港区)
	株式会社トクヤマエムテック (東京都中央区)
	サン・アロー化成株式会社 (山口県周南市)

(8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (人)
化成品	360 (8)
セメント	612 (21)
電子先端材料	1,162 (81)
ライフサイエンス	1,586 (218)
環境事業	149 (-)
報告セグメント計	3,869 (328)
その他	1,120 (189)
全社 (共通)	1,401 (-)
合計	6,390 (517)

(注1) 従業員数は、就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時従業員数 (パートタイマーを含み、派遣社員を除く) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注2) 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

(注3) 従業員数が前期比608名増加しておりますが、これはJSR株式会社の体外診断用医薬品事業および体外診断用医薬品材料事業を取得したこと等によるものであります。

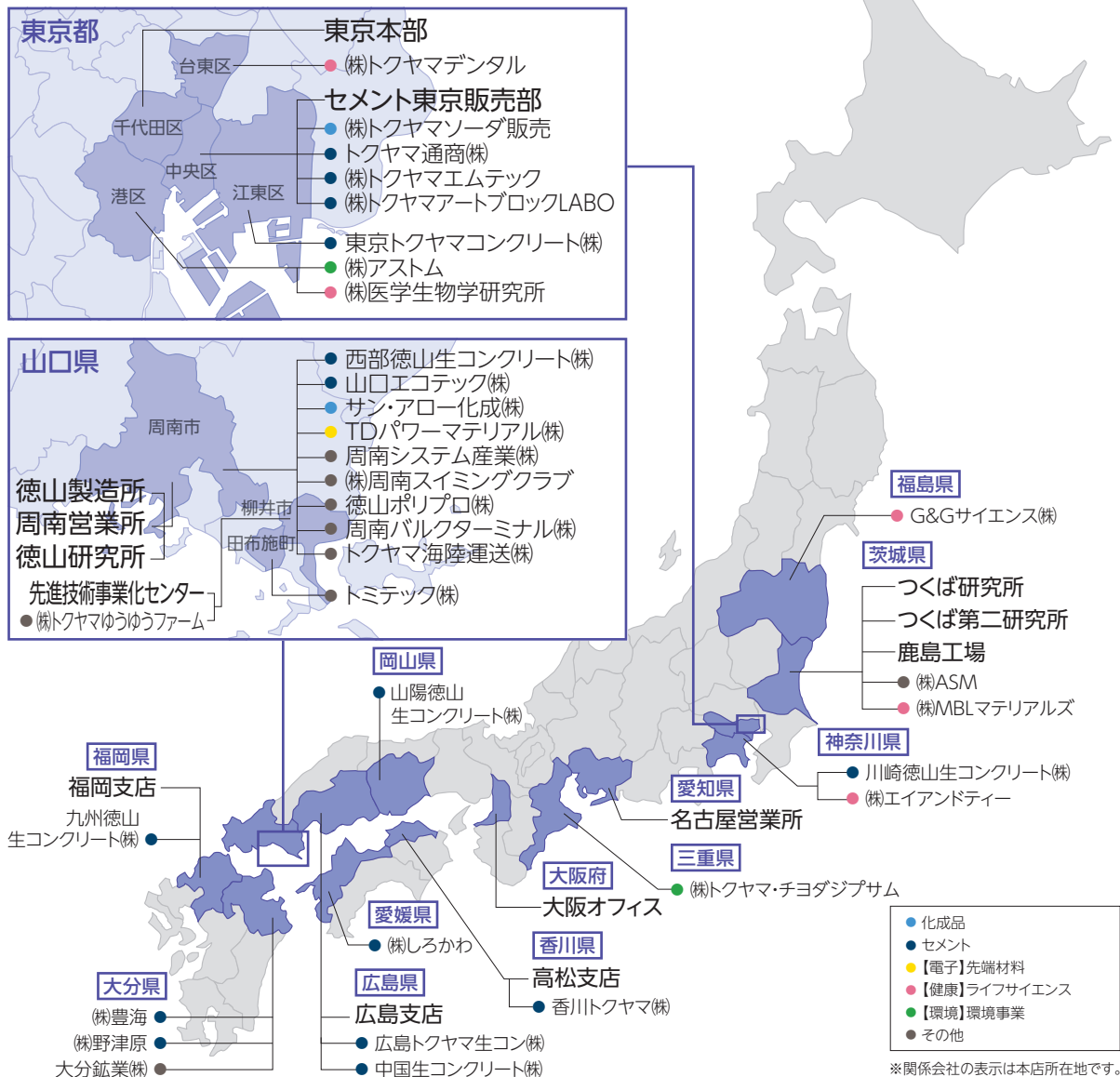
(9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	23,563
株式会社みずほ銀行	11,962
株式会社山口銀行	9,134
三井住友信託銀行株式会社	5,733

(注) 上記のほか、シンジケートローンとして、33,500百万円の借入金残高があります。

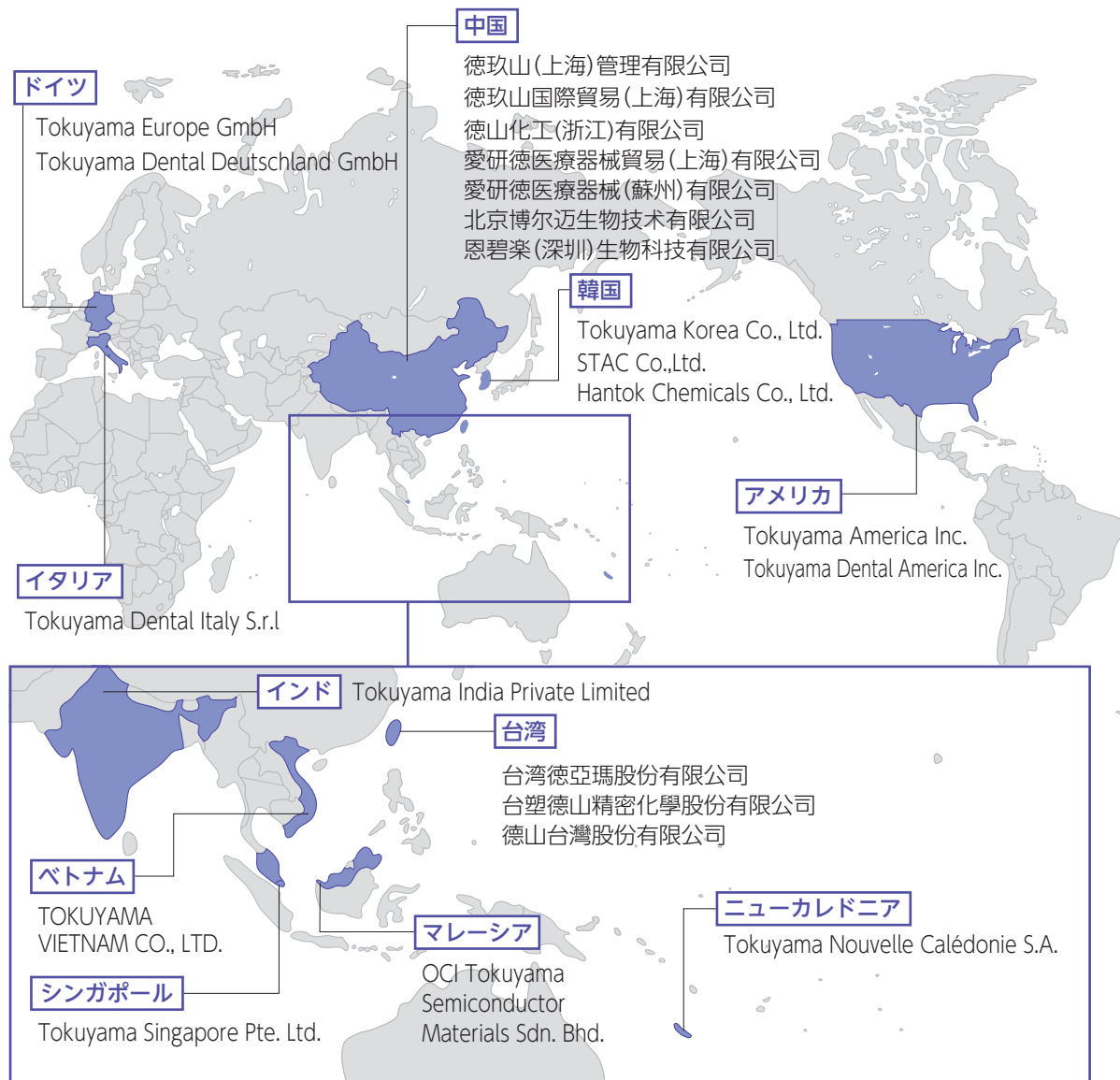
【ご参考】

国内拠点・国内主要関係会社 (2026年4月1日時点)



【ご参考】

海外主要関係会社 (2026年4月1日時点)

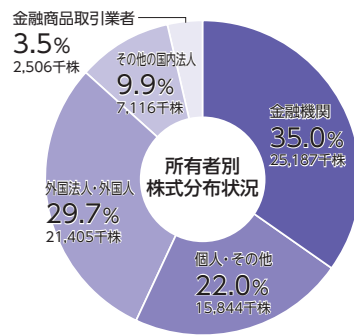


2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 200,000,000株

(2) 発行済株式（自己株式を除く）の総数 72,061,434株

(3) 株主数 35,385名



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,288	17.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,850	6.73
日本生命保険相互会社	2,174	3.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,896	2.63
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,764	2.44
明治安田生命保険相互会社	1,488	2.06
トクヤマ従業員持株会	1,427	1.98
HSBC-FUND SERVICES HSBC - 006 MF EFM	1,300	1.80
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,235	1.71
株式会社山口銀行	1,214	1.68

(注) 持株比率は、自己株式（26,893株）を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	3,060株	1名

(注1) 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式です。

(注2) 上記の株式数には、金銭として給付するために換価処分した株式（960株）が含まれます。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
横田 浩	代表取締役	化成品、電子先端材料、監査、秘書 担当	
岩崎 史哲	代表取締役	ライフサイエンス、研究開発、 鹿島工場 環境安全 担当	株式会社医学生物学研究所 取締役
井上 智弘	取締役	経営企画、サステナビリティ、環境事業、 徳山製造所、カーボンニュートラル戦略、 ニュービジネス、先進技術事業化センター、 デジタル統括 担当	
谷口 隆英	取締役	セメント、総務人事、購買・物流 担当	
宮本 陽司	取締役 (監査等委員長)		株式会社トクヤマデンタル 監査役 株式会社エイアンドティー 監査役 株式会社アストム 監査役
末岡 和正	取締役 (監査等委員)		株式会社医学生物学研究所 監査役 台塑徳山精密化学股份有限公司 監察人
水本 伸子	取締役 (監査等委員)		株式会社オカムラ 社外取締役 株式会社日本製鋼所 社外取締役
石塚 啓	取締役 (監査等委員)		三菱UFJニコス株式会社 代表取締役会長
近藤 直生	取締役 (監査等委員)		弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 株式会社アイビス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社A&Dホロンホールディングス 社外監査役
斉藤 史郎	取締役 (監査等委員)		株式会社東芝 特別嘱託 DIC株式会社 社外取締役
梶原 ゆみ子	取締役 (監査等委員)		シャープ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 丸紅株式会社 社外取締役

(注1) 取締役 水本 伸子、石塚 啓、近藤 直生、斉藤 史郎および梶原 ゆみ子は、社外取締役であります。

(注2) 取締役 水本 伸子、石塚 啓、近藤 直生、斉藤 史郎および梶原 ゆみ子は、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員として届出を行っております。

- (注3) 取締役 宮本 陽司、末岡 和正は、長年当社の経理実務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 取締役 宮本 陽司、末岡 和正は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。
- (注5) 取締役 石塚 啓は、金融機関における豊富な業務経験と企業経営の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

【ご参考】 当社は、執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

氏名	地 位	
横田 浩*	社長執行役員	
岩崎 史哲*	専務執行役員	研究開発本部長 兼 ライフサイエンス部門長
谷口 隆英*	常務執行役員	セメント部門長
西原 浩孝	常務執行役員	
井上 智弘*	常務執行役員	経営企画本部長
奥野 康	常務執行役員	徳山製造所長
長瀬 克己	常務執行役員	電子先端材料統括本部長 兼 先端材料部門長
佐藤 卓志	常務執行役員	総務人事部門長
伊藤 剛史	常務執行役員	ニュービジネス本部長 兼 経営企画本部 副本部長
寺西 誠治	常務執行役員	電子先端材料統括本部 副本部長 兼 電子材料部門長
藤本 浩	執行役員	購買・物流部門長
田村 直樹	執行役員	環境事業部門長
関 道子	執行役員	サステナビリティ統括本部長
坂 健司	執行役員	デジタル統括本部長 兼 DX推進グループリーダー
井上 裕司	執行役員	カーボンニュートラル戦略本部長
内田 悦史	執行役員	エンジニアリングセンター所長
安村 光昭	執行役員	化成品部門長 兼 化成品営業統括室長 兼 化成品営業部長

(注) 取締役を兼任する者は*印で表示しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

①就任

2025年6月24日開催の第161回定時株主総会において、新たに谷口 隆英が取締役に、末岡 和正、斉藤 史郎、梶原 ゆみ子が取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

②退任

2025年6月24日開催の第161回定時株主総会終結時をもって、代表取締役 杉村 英男、取締役（監査等委員）河盛 裕三は退任いたしました。

③異動

2025年6月24日付にて、取締役 岩崎 史哲が代表取締役に就任いたしました。

2026年3月31日をもって、代表取締役 岩崎 史哲は代表権のある取締役を退任いたしました。

(3) 当事業年度終了後の取締役の異動

2026年4月1日付にて、取締役 井上 智弘が代表取締役に就任いたしました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等を除く全員の取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりであり、指名・報酬委員会（注1）の審議を経て、取締役会で決定しております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

- 1) 当社の取締役の報酬制度は以下の考え方に基づくものとしております。
 - ・取締役が『トクヤマのビジョン』に基づき、企業業績と企業価値の持続的な向上を図るに資するものであること
 - ・当社の経営を担える人材を確保し、維持できる水準であること
 - ・会社の業績を考慮したものであること
 - ・透明性、客観性の高い報酬の決定プロセスであること
- 2) 当社の取締役の報酬は金銭報酬である基本報酬と賞与（注2）、非金銭報酬である業績連動型株式報酬（注3）から成るものとしております。

(取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針)

- 1) 基本報酬については、担う役割や責任等を勘案し、総合的な観点から内容（年額）を決定いたします。なお、決定された基本報酬は12等分し月例で支給することとしております。
- 2) 賞与については、役位別に定める賞与の基準額に対し、あらかじめ定められた単年度の業績目標の達成度に応じて内容を決定いたします。業績目標は当社グループ全体業績の主要な財務目標を基に定めることとしております。なお、決定された賞与は毎年一定の時期に支給することとしております。
- 3) 業績連動型株式報酬については、中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とし、あらかじめ定められた業績目標に対する達成度に応じて当社株式の交付を行うものとしております。業績目標は、中期経営計画の主要な財務目標を基に定めることとしております。なお、交付の時期は原則として対象期間の終了後としております。
- 4) 報酬水準については、外部専門機関の報酬調査データを考慮することとしております。

(取締役の報酬の種類別の額の割合の決定方針)

当社の取締役の報酬の種類別の額の割合は、求められる役割と責任に対する基本的な水準と、業績目標達成への意欲向上を図るインセンティブとの適正なバランスを考慮して決定することとしております。

(注1) 指名・報酬委員会は、過半数が社外取締役で構成され、役員に関する人事・報酬に関して審議し、取締役会に適切な答申・提言を行う当社任意の諮問委員会です。

(注2) 賞与制度の対象取締役は、執行役員である取締役です。

(注3) 業績連動型株式報酬制度の対象取締役は、監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く取締役です。

②取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は以下のとおりです。

- ・2017年6月23日開催の第153回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の総額を、年額5億6,000万円以内（うち社外取締役分年額6,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬の総額を、年額1億5,000万円以内とすることを決議しております。（決議時の対象取締役数：取締役（監査等委員である取締役を除く）7名、監査等委員である取締役5名）
- ・また、上記とは別枠で2021年6月25日開催の第157回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の継続に伴う改定と業績連動型株式報酬等の額について、当社が拠出する金員の上限を1億2,000万円に中期経営計画の対象年数を乗じた金額、制度対象者に付与するポイントの上限を40,000（当社株式40,000株相当）に中期経営計画の対象年数を乗じたポイント数とすると決議しております。（決議時の対象取締役数：取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者は除く）4名）

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会による決議により、代表取締役社長執行役員 横田 浩が委任を受け、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額の最終的な算定を行うこととしております。代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社全体の業績評価および各取締役の担当領域等の評価を行うにあたって最も適していると考えられるためです。

なお、代表取締役社長執行役員へ委任する権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会において個人別評価を含めた原案の内容を諮問し、算定が適切なものであるかどうかの審議を経ることとしております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	179百万円	125百万円	44百万円	9百万円	5名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	49百万円	49百万円	-	-	2名
社外取締役	66百万円	66百万円	-	-	6名

(注1) 上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含みます。

(注2) 上記の賞与につきましては、当事業年度の対象役員に対する賞与引当額を記載しております。

(注3) 上記の業績連動型株式報酬につきましては、当事業年度中の費用計上額を記載しております。

(注4) 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤業績連動報酬等に関する事項

・賞与

当社は、対象となる取締役の業績目標に対する達成意欲をより向上させることを目的とした賞与制度を設けており、その業績評価指標は、連結経常利益としております。当該指標を選んだ理由は、当社グループの全体業績を表すものであることから適切と判断したことによります。

その算定方法は、当事業年度の賞与基準額に対し、中期経営計画における当事業年度の連結経常利益の目標達成度に基づき、0～150%の範囲内の業績連動係数を乗じて計算される額を支給することとしております。

・業績連動型株式報酬

当社は、中期経営計画の実現に向けて、対象となる取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にし、当該計画における業績目標達成への意欲を高めること、対象取締役の自社株保有の促進により株主の皆様との利益共有を一層進めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を設けており、その業績評価指標は、連結営業利益等としております。当該指標を選んだ理由は、中期経営計画の主要な財務目標であることから適切と判断したことによります。

その算定方法は、中期経営計画の対象となる事業年度を対象期間とし、対象期間中の役位別に定められた基準ポイント数の累積数に対し、連結営業利益の累計額その他の業績評価指標の目標達成度に基づき、0～150%の範囲内の業績連動係数を乗じて計算される数の当社株式の交付を行うこととしております。

- ・当事業年度を含む経常利益および営業利益の推移は1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥非金銭報酬等の内容

- ・上記「業績連動報酬等に関する事項」にある業績連動型株式報酬制度に基づき、取締役に対して株式報酬を交付しております。
- ・当事業年度中に実際に会社役員に交付した株式報酬の状況は、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏名	地位	重要な兼職先である法人等と当社との関係
水本 伸子	取締役 (監査等委員)	兼職先である株式会社オカムラ、株式会社日本製鋼所と当社との間には特別の利害関係はありません。
石塚 啓	取締役 (監査等委員)	兼職先である三菱UFJニコス株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
近藤 直生	取締役 (監査等委員)	兼職先である弁護士法人大江橋法律事務所、株式会社アイビスおよび株式会社A&Dホロンホールディングスと当社との間には特別の利害関係はありません。
斉藤 史郎	取締役 (監査等委員)	兼職先である株式会社東芝、DIC株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
梶原 ゆみ子	取締役 (監査等委員)	兼職先であるシャープ株式会社、丸紅株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	当事業年度における主な活動状況
水本 伸子	取締役 (監査等委員)	取締役会18回の全てに出席し、製造業での企業経営の豊富な経験と高い見識により、ポートフォリオ転換、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション等を始めたとして、当社の経営に関する議案審議等に必要な発言を積極的に行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、監査等委員会23回の全てに出席し、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べることで、監督機能に関する重要な役割を果たしました。
石塚 啓	取締役 (監査等委員)	取締役会18回の全てに出席し、金融機関での企業経営の豊富な経験に基づく高い見識や財務・会計等における知見により、ポートフォリオ転換、内部統制等を始めたとして議案審議等に必要な発言を積極的に行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、監査等委員会23回のうち21回に出席し、監査の方法その他監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べることで、監督機能に関する重要な役割を果たしました。
近藤 直生	取締役 (監査等委員)	取締役会18回のうち17回に出席し、弁護士としての専門的な見地と豊富な経験から、当社の経営に関する議案審議等に必要な発言を積極的に行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、監査等委員会23回のうち22回に出席し、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べることで、監督機能に関する重要な役割を果たしました。
斉藤 史郎	取締役 (監査等委員)	6月に取締役に就任以降、開催した取締役会14回のすべてに出席し、製造業での企業経営の豊富な経験と高い見識により、ポートフォリオ転換、研究開発、マーケティング等を始めたとして、当社の経営に関する議案審議等に必要な発言を積極的に行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、監査等委員会18回の全てに出席し、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べることで、監督機能に関する重要な役割を果たしました。

氏名	地位	当事業年度における主な活動状況
梶原 ゆみ子	取締役 (監査等委員)	6月に取締役に就任以降、開催した取締役会14回のすべてに出席し、製造業での企業経営の豊富な経験と高い見識により、サステナビリティ、人的資本、ダイバーシティ等を始めとした、当社の経営に関する議案審議等に必要な発言を積極的に行い、議論を深めることに大いに貢献しました。また、監査等委員会18回の全てに出席し、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について意見を述べることで、監督機能に関する重要な役割を果たしました。

③特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

74百万円

②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額

80百万円

(注1) 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(注3) 当社の子会社である株式会社トクヤマソーダ販売についても、当社の会計監査人が会社法に基づく監査の会計監査人となっております。

(注4) 当社の重要な子会社のうち、徳山化工（浙江）有限公司、台湾徳亞瑪股份有限公司、台塑徳山精密化学股份有限公司、Tokuyama Singapore Pte. Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、海外出向者に係る所得証明業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員が、会計監査人につき会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実があると全員一致により認めた場合、監査等委員会は当該会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、当社は監査等委員会の決定した議案の内容に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

(注) 事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

項 目		金 額	項 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産		154,809	流 動 負 債		123,624
現金及び預り金	金形権金品金他金	27,322	買入掛入	金金	30,140
受取手続債		21	短期借入		2,881
電子記録掛及び		1,690	マーシャル・ペーパー	金	18,000
商品及び掛及び製		61,714	1年内返済予定の長期借入	金	1,864
原材料及び貯蔵		18,954	1年内償還予定の社	債	10,000
短期貸付		16,748	未払法人税	等	12,355
倒引当		17,629	未払人費	用	1,291
		4,323	未前預賞株修解損契	金	1,572
		7,130		金	845
		△727		金	32,505
固 定 資 産		296,096	与引引当	金	2,766
有 形 固 定 資 産		112,714	株式給付引当	金	98
建物	物	15,984	修繕撤損引当	金	6,612
構築物	物	11,025	損害賠償引当	金	404
機械及び装置	物	44,869	引当	金	53
車両運搬具	物	19	引当	金	499
工具、器具及び備	品	2,890	引当	金	1,734
土工	地	26,612		他	
建設	産	3,013	固 定 負 債		120,233
	定	8,299	社長長期未払借入	債	25,000
無 形 固 定 資 産		3,033	長期未繕引当	金	84,271
鉱業権	権	317	体務引当	金	121
ソフトウェア	ア	2,680	引当	金	1,044
その他	他	35	引当	金	79
投 資 資 産		180,348	引当	金	575
投資関係	券	26,449	引当	金	3,630
長期前払延	金	136,481	引当	金	5,510
前年延	用	7,049	引当	金	243,857
投資損倒	産	1,218		計	
	他	8,763	(純 資 産 の 部)		
	金	1,061	株 主 資 本		197,709
	引	1,199	資本	本	10,000
	当	△1,727	本利	金	21,973
		△148	の他	金	4,399
			の益	金	17,573
			の圧縮	金	166,163
			己	金	1,362
			の	金	164,800
			の	金	1,605
			の	金	163,194
			の	金	△427
			の	金	9,338
			の	金	9,338
			の	金	207,048
			の	金	450,905
			の	金	450,905
資 産 合 計		450,905	純 資 産 合 計		450,905

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	243,095
売上原価	161,991
売上総利益	81,103
販売費及び一般管理費	58,969
営業利益	22,134
営業外収益	
受取利息及び配当金	4,397
雑収入	6,146
10,543	
営業外費用	
支払利息	1,248
雑支出	8,781
10,030	
経常利益	22,647
特別利益	
固定資産売却益	14
投資有価証券売却益	1,825
補助金収入	242
受取損害賠償金	468
2,550	
特別損失	
災害による損失	4
固定資産処分損失	507
契約損失引当金繰入額	3,630
損害賠償金繰入額	143
損害賠償損失引当金繰入額	53
製品回収関連損失	79
4,417	
税引前当期純利益	20,780
法人税、住民税及び事業税	198
法人税等調整額	7,787
7,986	
当期純利益	12,794

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社トクヤマ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 紀彰

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トクヤマの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トクヤマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社トクヤマ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 紀彰

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トクヤマの2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社トクヤマ	監査等委員会
監査等委員長	宮本陽司 [㊟]
監査等委員	末岡和正 [㊟]
監査等委員	水本伸子 [㊟]
監査等委員	石塚啓 [㊟]
監査等委員	近藤直生 [㊟]
監査等委員	斉藤史郎 [㊟]
監査等委員	梶原ゆみ子 [㊟]

(注) 監査等委員 水本伸子、石塚啓、近藤直生、斉藤史郎及び梶原ゆみ子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

取締役

(2026年4月1日現在)

代表取締役	横田 浩	化成品、電子先端材料、 監査、秘書 担当
	井上 智弘	経営企画、ライフサイエンス、 環境事業、製造統括、 デジタル統括、カーボン ニュートラル戦略、 ニュービジネス 担当
取締役	岩崎 史哲	研究開発 担当
	谷口 隆英	セメント、サステナビリティ、 総務人事、購買・物流 担当
	宮本 陽司	監査等委員長
	末岡 和正	監査等委員
	水本 伸子	社外取締役 監査等委員
	石塚 啓	社外取締役 監査等委員
	近藤 直生	社外取締役 監査等委員
	斉藤 史郎	社外取締役 監査等委員
	梶原 ゆみ子	社外取締役 監査等委員

執行役員

(2026年4月1日現在)

会長執行役員	横田 浩	
社長執行役員	井上 智弘	
専務執行役員	岩崎 史哲	ライフサイエンス部門長
	谷口 隆英	セメント部門長
	長瀬 克己	電子先端材料統括本部長 兼 研究開発本部長 兼 先端材料部門長
常務執行役員	西原 浩孝	株式会社トクヤマデンタル 代表取締役
	奥野 康	製造統括本部長 兼 徳山製造所長
	佐藤 卓志	総務人事部門長
	伊藤 剛史	経営企画本部長 兼 ニュービジネス本部長
	寺西 誠治	電子先端材料統括本部 副本部長 兼 電子材料部門長
執行役員	田村 直樹	環境事業部門長
	坂 健司	デジタル統括本部長 兼 DX・AI推進グループリーダー
	井上 裕司	カーボンニュートラル戦略本部長
	内田 悦史	エンジニアリングセンター所長
	安村 光昭	化成品部門長
	有村 納美	サステナビリティ統括本部長 兼 サステナビリティ推進グループリーダー
	片山 義理	経営企画本部 副本部長 兼 財務・投融資グループリーダー
	三谷 敦成	購買・物流部門長 兼 徳山製造所 副所長 兼 工場企画運営グループリーダー

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
株主確定基準日	定時株主総会・期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
株主名簿管理人・特別口座 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 [郵便物送付先] 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 [電話照会先] 0120-232-711 (通話料無料)
公告の方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL (https://www.tokuyama.co.jp/)
上場取引所	東京証券取引所
証券コード	4043

株式に関する手続きについて

特別口座に記録された株式	お問い合わせ先
特別口座から一般口座への振替請求	 <p>[手続き書類のご請求方法] インターネットによるダウンロード</p> <p>https://www.tr.mufg.jp/daikou/</p> <p>※特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。</p>
単元未満株式の買取(買増)請求	
住所・氏名等のご変更	
特別口座の残高照会	
配当金の受領方法の指定*	
郵送物等の発送と返戻に関するご照会	
支払期間経過後の配当金に関するご照会	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 0120-232-711 (通話料無料)</p>
株式事務に関する一般的なお問い合わせ	
証券会社等の口座に記録された株式	
郵送物等の発送と返戻に関するご照会	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 0120-232-711 (通話料無料)</p>
支払期間経過後の配当金に関するご照会	
株式事務に関する一般的なお問い合わせ	
上記以外のお手続き、ご照会等は、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。	

株主総会会場ご案内図



会場

株式会社トクヤマ文化体育館
山口県周南市江口1丁目1番25号



株主総会へご出席いただく株主様へ

- 受付では同封の議決権行使書のご提出をいただきますのでご準備ください。

交通のご案内

- **無料送迎バスは運行いたしません。**
- JR徳山駅みなと口より徒歩25分
- JR徳山駅みなと口よりタクシー5分
- 山陽自動車道（徳山東インター）より車で20分
- 山陽自動車道（徳山西インター）より車で25分

株式会社トクヤマ

<https://www.tokuyama.co.jp/>
〒745-8648
山口県周南市御影町1番1号

お問い合わせ等がございましたら、下記の番号にご連絡ください。

電話 0834-34-2000 (総務グループダイヤルイン)



電子提供措置の開始日2026年6月2日

第162回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 事業報告の一部

- ・ 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・ 7. 会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■ 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社 トクヤマ

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

「内部統制システム整備に関する基本方針」につきましては、2022年4月21日開催の取締役会において、グループ経営に軸足を置いた内容への改正が決議されました。さらに、2023年3月23日開催の取締役会では『サステナビリティ基本原則』の制定を受け、同原則を基本方針の前文に織り込むことが決議されました。加えて、2025年3月25日開催の取締役会において、サステナビリティに関する会議体の改編を反映した基本方針の改正が決議されました。

これらの改正を踏まえた以下の基本方針に基づき、当社は適正に内部統制システムを整備・運用しており、その運用状況について補足説明を追記します。

内部統制に係る考え方

当社は、「化学を礎に、環境と調和した幸せな未来を顧客と共に創造する」という存在意義のもと、「ありたい姿」を実現するため、『サステナビリティ基本原則』を定め、当原則に基づきサステナビリティ経営を推進している。

当社および当社のグループ会社（以下、トクヤマグループ）の全ての事業活動において、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していることが必要不可欠と認識し、そのために内部統制システムの整備と経営環境の変化に応じた改善を継続的に行うことにより、業務の適正確保と組織の健全性を維持する。

(1) 取締役の職務執行の適法性と効率性を確保する体制

- ①取締役は、関係法令、定款、取締役会規則をはじめとする社内規則および取締役会決議に基づき委嘱された職務分掌に基づいて職務執行を行う。
- ②取締役は、職務執行に関し、取締役会においてしかるべく付議・報告を行い、取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を置く。
- ③取締役は、取締役会以外にも、重要な会議への出席などにより、他の取締役の職務執行の適法性と効率性について相互に監視・監督する。
- ④取締役は、会社の組織、役職者の職責および各組織の業務分掌を定め、決裁規則に基づいた権限委譲により、効率的に職務執行を行う。

(運用状況の補足説明)

当社は、社外取締役を5名選任しており、取締役会等においてその見識に基づく意見や指摘を受けることで、経営判断の適切性向上と監督機能の強化を図っています。

また、2024年3月26日開催の取締役会で決議され、4月1日に制定された『コーポレートガバナンス・ポリシー』では、当社のコーポレート・ガバナンスに対する思想を明文化するとともに、取締役の役割・責務を明確化することで、取締役の職務執行における適法性と効率性をより一層追求する体制を整備しています。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報を、関係法令および当社の管理規程の定めに従い、所定の保存年限、所管部署にて保管する。

(運用状況の補足説明)

取締役会議事録の原本は、当社の本店である徳山製造所に10年間備え置き、その後永久に保存しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、トクヤマグループにおける損失の危険について、組織全体の視点から管理する体制として、全社的リスクマネジメントを実施する。
- ②当社は、トクヤマグループにおける損失の危険の管理に関する規程の所管部署を定め、管理規程を整備し、その運用の徹底を図る。
- ③当社は、業務遂行上の重要な関係法令等の認識および改正動向の把握など管理体制を整備し、トクヤマグループにおけるコンプライアンスリスクの低減を図る。
- ④当社は、トクヤマグループにおける危機が顕在化した場合、顕在化した危機の重大性に応じて危機対策本部の設置などにより適切に対応し、速やかに復旧、事後処理を行う。また、平時からの事前の危機の想定ならびに訓練を行い、緊急時の即応体制を構築する。

(運用状況の補足説明)

当社は、全社的リスクマネジメントの取り組みとして、サステナビリティおよび内部統制に関する最高会議体であるサステナビリティ会議において、当社グループを取り巻くリスクの一覧を確認し全体像を把握するとともに、リスクマッピングを用いたリスク対応の優先順位づけや対応を担う専門委員会の確認を行っています（当期2回実施）。

また、コンプライアンスリスク低減に向けて関係法令の確認を進めるとともに、危機管理に関する規程類を継続的に整備し、体制の充実を図っています。管理規程に基づき、危機が発生し得る事象ごとに基準や所管部署を設定しています。

さらに、事業継続マネジメントについても継続して取り組んでおり、当期は南海トラフ巨大地震を想定した危機対策訓練を実施し、災害発生時における即応体制ならびに対応手順の確認を行いました。

(4) 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、『トクヤマグループ行動憲章』に則り、法令のみならず社会規範や社内ルールの遵守といったコンプライアンス意識の徹底、倫理的行動を促すよう、継続的な啓発活動を行う。
- ②当社は、職務の適正確保のため、事業部門等および管理部門において、当該責任者によるモニタリングや自己点検を行う。併せて、各グループ会社に対してもモニタリングや自己点検の実施を要請する。
- ③当社は、重要事項について、事業部門等ならびに各グループ会社に対し、経営企画本部、サステナビリティ統括本部等の管理部門から必要な指導・支援・要請を行う。
- ④当社は、各部門等から独立した監査室により、事業部門等および管理部門ならびに各グループ会社に対し内部監査を実施する。
- ⑤当社は、コンプライアンス違反事項を発見した場合、その重要性に応じて組織内外に報告するとともに、直ちに是正し、トクヤマグループ内に水平展開など再発防止を図る。
- ⑥当社は、コンプライアンス違反やその可能性があると思われる事項について、不利益な処遇を受けることなく匿名でも安心して通報・相談できる内部通報制度の窓口（ヘルプライン）を設置し、通報・相談内容に応じて、適切な処置・対策を実施する。

(運用状況の補足説明)

当期も集合教育およびeラーニングによるコンプライアンス教育を継続的に実施しました。全役職員に対し、コンプライアンスに関するトピックや関連法令・社内規則などの情報を毎月2回発信しています。

当期から、サステナビリティ会議の傘下に設置したコンプライアンス委員会を通じ、当社グループにおける組織横断的なコンプライアンスを推進する体制を構築しました。

内部通報制度については、当期、当社グループのコンプライアンス違反に関し、お取引先等の役職員も通報・相談できる体制を整備しました。これにより、当社グループ役職員のみならず、サプライチェーンにおけるコンプライアンス違反の早期把握と自浄作用を強化しました。なお、当期はいずれも深刻な法令違反となる深刻な通報・相談は寄せられていません。また、透明性を確保するため、当社グループ内に設置された全ての窓口への通報・相談件数を当社ウェブサイトで広く開示するなど、内部通報制度を適切に運用しています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、トクヤマグループのサステナビリティ経営を推進し、内部統制を有効かつ効率的に実行するため、サステナビリティ会議を設置し、個々のサステナビリティ課題および内部統制上の重要事項を審議・決定する。
- ②当社は、サステナビリティならびに内部統制の観点で、特に専門性および重要性の高い分野（コンプライアンス、財務報告、独占禁止法等遵守、安全保障貿易管理、サイバーおよび情報セキュリティ、保安・環境対策、製品安全・品質）については、サステナビリティ会議傘下に専門委員会を設置する。サステナビリティ会議および各専門委員会は、当該分野のリスクと機会について管掌する。
- ③当社は、上記会議体などを通じてトクヤマグループの内部統制の有効性と効率性を評価し、継続的な改善を図る。

- ④当社は、グループ会社に対する当社内の管理体制を定め、グループ会社の運営管理を行う。
- ⑤当社は、各グループ会社が健全な発展を遂げるよう自己責任の原則を尊重しつつ、業務の適正確保に必要な指導、支援および要請を行う。
- ⑥当社は、必要に応じて当社の役職員をグループ会社の取締役または監査役として派遣する。
- ⑦当社は、内部通報制度および内部監査について、グループ会社もその対象に含める。

(運用状況の補足説明)

当期は、サステナビリティおよび内部統制に関する取り組みの実効性向上を図るため、2025年4月よりサステナビリティ関連会議体を新体制へ移行しました。また、当期はサステナビリティ会議を4回開催し、内部統制における重要事項についてもタイムリーに審議・決定するとともに、その有効性と効率性について評価しました。

グループ会社に対しては、グループ各社と締結している運営管理基本協定書に基づき、重要事項について報告および事前承認を求めるとともに、企業集団として業務の適正確保に必要な指導・支援・要請・監査を適宜実施しました。当期は、サステナビリティ経営に向けたグループ・ガバナンスの重要性について周知・共有を進めると同時に、各社におけるサステナビリティに関する各種方針の整備状況を確認し、完備に向け指導・支援を行いました。さらに、当期はグループ会社連絡会を1回開催し、コンプライアンス上留意すべき事項や経営課題について、当社よりグループ各社の社長へ情報提供を行い、認識の共有を図りました。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、当社使用人を任命する。なお、当該使用人の人事考課、採用、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を得る。
- ②監査等委員会室の使用人に対する指揮命令権は、監査等委員会が有する。
- ③当社は、監査等委員会からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、および各グループ会社からの報告を含めコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査等委員会へ報告を行う。また、報告者に対して監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- ④当社は、監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。
- ⑤監査等委員会は、監査室および会計監査人との連携を密にし、監査効率の向上を図る。
- ⑥当社は、その他、監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

(運用状況の補足説明)

当社では、取締役会において四半期ごとに各部門・部署から業務執行報告がなされています。さらに、監査等委員は必要に応じて、個別に当該部門・部署に対して監査・監督を実施しています。

また、監査等委員に対しては、取締役会以外にも経営会議、サステナビリティ会議および傘下の各専門委員会、内部通報制度に関するヘルプライン委員会などを通じて重要事項の報告を行っています。併せて、監査等委員が適切かつ実効的な監査・監督を行えるよう、会議運営にも配慮しています。

(7) 財務報告の信頼性確保のための体制

- ①当社は、業務プロセスに係る内部統制（含、ITに係る業務処理統制）およびITに係る全般統制を整備・運用し、その評価・改善を通じて会計データの信頼性を確保する。
- ②当社は、経理・財務等業務の標準化・効率化・品質向上を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備・運用することで、財務報告の信頼性を確保する。
- ③当社は、決算委員会を設置し、委員会での審議を通じて決算開示内容の信頼性を万全なものとする。

(運用状況の補足説明)

当社は、内部統制報告制度における評価活動を通じて、財務報告に係る内部統制を継続的に評価しています。

当期は、財務担当取締役を委員長とする決算委員会を8回開催し、決算短信などの開示内容について、その信頼性を万全なものとししました。

(8) 反社会的勢力との関係遮断についての体制

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、経営トップ以下、組織全体として対応する。また、不当要求に対応する役職員の安全を確保する。
- ②当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③当社は、反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤当社は、反社会的勢力に対する裏取引および資金提供を禁止し、絶対に行わない。
- ⑥当社は、反社会的勢力との関係遮断のため、各グループ会社に対しても体制の構築と維持を求める。

(運用状況の補足説明)

当社は、事業所ごとに不当要求防止責任者を設置し、外部専門機関との連携、新規取引先が反社会的勢力でないことの属性確認、暴力団排除条項の契約書への導入などの取り組みを実施しています。

当期は、コンプライアンス委員会において、当社およびグループ各社が反社会的勢力と関係・接触していないことを確認するとともに、前述の取り組みについてもほぼ100%の対応が完了していることを確認しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針について

当社は人々がより便利に、より健康に、より快適になるための、新しい価値を創造する企業になることを目指し、当社の経営理念を定めた存在意義を「化学を礎に、環境と調和した幸せな未来を顧客と共に創造する」と定義しました。また、当社の価値創造プロセスは環境と調和したものでなければ、企業の長期的な存続は成し得ないと考えています。

このような理念のもと、価値創造型企業への転換を成し遂げるために、トクヤマグループで働く社員全員が目指すべき「ありたい姿」を以下のように定めました。

- ①マーケティングと研究開発から始める価値創造型企業
- ②独自の強みを磨き、活かし、新領域に挑み続ける企業
- ③社員と家族が健康で自分の仕事と会社に誇りを持てる企業
- ④世界中の地域・社会の人々との繋がりを大切にする企業

ありたい姿の実現を意識した取り組みを通じて、大きな社会変化の中でも必要とされる価値を提供し続ける企業として、持続的な成長を目指す考えです。

したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、トクヤマグループの存在意義、ありたい姿に共鳴し、理解したうえで、当企業グループを支える多くのステークホルダーとの信頼関係を維持し、中長期的な観点から当企業グループの企業価値と株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えています。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組みについて

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的からみて、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるものも存すると考えられます。

当社はトクヤマグループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、十分な情報の提供を求め、これに対する当社取締役会の評価、意見および事業特性を踏まえた情報等を株主の皆様にご提供すること等、関係諸法令に則り適切な措置を講じます。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	22,777	213,953	△ 428	246,302
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			22,205		22,205
剰余金の配当			△ 7,926		△ 7,926
自己株式の取得				△ 7	△ 7
自己株式の処分				9	9
連結子会社の増資による 持分の増減		△ 18			△ 18
連結範囲の変動			△ 0		△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△ 18	14,278	1	14,261
当期末残高	10,000	22,759	228,232	△ 427	260,564

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,187	6,883	1,188	15,259	12,295	273,858
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						22,205
剰余金の配当						△ 7,926
自己株式の取得						△ 7
自己株式の処分						9
連結子会社の増資による 持分の増減						△ 18
連結範囲の変動						△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,527	4,053	681	7,262	2,430	9,692
当期変動額合計	2,527	4,053	681	7,262	2,430	23,953
当期末残高	9,715	10,936	1,869	22,521	14,725	297,811

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	55社
主要な連結子会社の名称	(株)トクヤマデンタル (株)エイアンドティー 徳山化工（浙江）有限公司 台湾徳亞瑪股份有限公司 台塑徳山精密化學股份有限公司 (株)医学生物学研究所 Tokuyama Singapore Pte. Ltd. (株)アストム (株)トクヤマエムテック サン・アロー化成(株)

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社FLトクヤマは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、連結子会社であった上海徳山塑料有限公司は、2026年2月6日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、当社がJSR-01株式会社の株式を新たに取得したことに伴い、株式会社トクヤマライフサイエンス（2025年10月1日付でJSR-01株式会社より商号変更）およびその子会社である、株式会社医学生物学研究所、MBL Shenzhen Biotech Co., Ltd.、MBL Beijing Biotech Co., Ltd.、株式会社MBLマテリアルズ（2025年10月1日付でJSRライフサイエンス株式会社より商号変更）、他1社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	13社
-------------	-----

主要な会社は、韓徳化学株式会社です。

当連結会計年度より、新たにOCI Tokuyama Semiconductor Materials Sdn. Bhd.を設立したため、当該会社を持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用していない関連会社

関連会社 大分鉱業株式会社他

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

また、持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、徳山化工(浙江)有限公司、他8社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日である3月31日に本決算に準じた仮決算を行い連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価以外のものは移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

②デリバティブ …………… 時価法

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する …………… 主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております)

棚卸資産

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く) … 主として定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 2～75年

機械装置及び運搬具 2～25年

- ②無形固定資産（リース資産を除く） … 主として定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産
- | | | |
|---------------|-------|--------------------------------------|
| 所有権移転ファイナンス | …………… | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| リース取引に係るリース資産 | | |
| 所有権移転外ファイナンス | …………… | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| リース取引に係るリース資産 | | |
- (3) 重要な引当金の計上基準
- | | | |
|------------|-------|--|
| ①貸倒引当金 | …………… | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②賞与引当金 | …………… | 執行役員および従業員の次回賞与支給に備えるため、当連結会計年度負担分を支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③役員退職慰労引当金 | …………… | 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 |
| ④株式給付引当金 | …………… | 当社株式交付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| ⑤修繕引当金 | …………… | 製造設備の定期的修繕に備えるため、個別に修繕費用を算定し計上しております。 |
| ⑥解体撤去引当金 | …………… | 製造設備の解体撤去に備えるため、個別に解体撤去費用を算定し計上しております。 |
| ⑦製品保証引当金 | …………… | 臨床検査情報システムおよび検体検査自動化システムにおける両製品の無償保証期間中に発生する対応費用（無償保証対応費用）について過去の実績率（売上高に対する費用の支出割合）に基づき、費用見込額を計上しております。 |
| ⑧損害賠償損失引当金 | …………… | イオン交換膜の製品不良および工業用イソプロピルアルコールの製品不良に起因する損害賠償損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もった金額に基づき計上しております。 |
| ⑨契約損失引当金 | …………… | 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。 |

⑩製品補償損失引当金 …………… 製品補償に伴い将来発生が見込まれる修理等の費用に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、化成品事業、セメント事業、電子先端材料事業、ライフサイエンス事業、環境事業の各製品の製造・販売を主な事業としており、主に製品を顧客に供給することを履行義務としております。

製品の販売については、製品の引渡時または検収時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内販売のうち、出荷時から引渡時までの期間が通常の間である取引については、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、当社グループが代理人であると判断した取引については、収益を純額ベース（権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額）で認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品の収益認識時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(7) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(8) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 …………… 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建債権債務および借入金

ヘッジ方針 …………… 為替変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(10) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。

II 表示方法の変更に関する注記

1. 連結損益計算書関係

(1) 固定資産賃貸料の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外収益の固定資産賃貸料（前連結会計年度 615百万円）として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、雑収入に含めて表示しております。

(2) 休止部門費の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外費用の休止部門費（前連結会計年度 784百万円）として表示しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より、雑支出に含めて表示しております。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 13,137百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金について将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性および将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度および繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、主に製品の将来需要を基礎とする収益予測、主要原燃料である石炭の市況予測およびホルムズ海峡情勢による主要原燃料の供給制約等です。

当該見積りおよび当該仮定について、脱炭素化に向けた諸施策の発令、主要原燃料である石炭の価格変動およびホルムズ海峡情勢の長期化による主要原燃料の供給制約等、将来の不確実な経済条件および会社の経営状況の変動等により実際に生じた時期および金額が見積りと異なり見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 58,646百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれんのうち58,636百万円は、2025年10月1日付で株式会社トクヤマライフサイエンス（同日付でJSR-01株式会社より商号変更）の株式を取得した際に計上したものであります。なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであり、取得時の事業計画に対して、当連結会計年度までの達成状況や今後の達成可能性、経営環境の変化の見込み等を踏まえ、減損の兆候を把握します。減損の兆候があると判断された場合、事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、この総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識することとしております。当該見積りの主要な仮定は、売上高の基礎となる顧客需要や市況を織り込んだ売上高成長率です。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響をうける可能性があり、見積りの前提に変更が生じた場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 契約損失引当金

当社は、発電事業者との解約不能な長期の電力受給契約に基づく電力仕入販売取引において、将来発生する可能性がある損失に備えるため、従来は発電事業者との電力受給契約で定めた長期の受給期間のうち、需要者との電力受給契約に定めた受給期間内に発生する可能性が高いと見込まれる損失に対して契約損失引当金を計上しておりましたが、直近の電力・燃料市況およびこれまでの取引実績等を鑑み、発電事業者との長期の受給期間にわたり損失が発生する可能性が高いと判断し、当連結会計年度において見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、従来の見積額との差額を当連結会計年度の契約損失引当金繰入額として特別損失に3,630百万円計上しており、これにより税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

Ⅴ 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

機械装置及び運搬具	333百万円
投資有価証券	1,170百万円
合計	1,503百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	138百万円
長期借入金	195百万円
合計	334百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

568,080百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務	31百万円
(2) 債権流動化に伴う買戻義務	818百万円
(3) 受取手形裏書譲渡高	250百万円

Ⅵ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 72,088,327株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,603百万円	50円00銭	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年10月29日 取締役会	普通株式	4,323百万円	60円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

(注1) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式（自己株式）119千株に対する配当金5百万円が含まれております。

(注2) 2025年10月29日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式（自己株式）116千株に対する配当金6百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	4,323百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	60円
④基準日	2026年3月31日
⑤効力発生日	2026年6月29日

(注) 2026年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式（自己株式）116千株に対する配当金6百万円が含まれております。

Ⅶ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、顧客起点を旨とする「事業収益力の強化」を推進していくための設備投資計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入およびコマーシャル・ペーパーにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建て債務との均衡化による為替エクスポージャー管理や、必要に応じて実施する先物為替予約によりリスクを軽減させる措置を講じております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。また、外貨建ての債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、外貨建て債権との均衡化による為替エクスポージャー管理や、必要に応じて実施する先物為替予約によりリスクを軽減させる措置を講じております。

借入金および社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務および予定取引に係る為替変動リスクの抑制を目的とした先物為替予約取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (9) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程等に従い、営業債権および貸付金について、各事業部門における所管部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、経済環境・財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程等に準じて、同様の管理を必要に応じて行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建ての債権債務について、把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用しております。

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、必要に応じて金利スワップ取引を利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取締役会で承認された金利変動リスク管理方針、為替リスク管理方針に基づき財務・投融資グループが取引を行い、記帳および契約先と残高照合等を行っております。連結子会社についても、デリバティブ取引を行った場合はその内容を報告させるなどして財務・投融資グループで管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署、連結子会社からの報告に基づき財務・投融資グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券および投資有価証券			
①満期保有目的の債券	1,150	1,054	△ 95
②その他有価証券	18,601	18,601	—
(2) 長期貸付金 (※ 1)	1,834	1,834	—
資産計	21,585	21,489	△ 95
(1) 社債	35,000	33,735	△ 1,265
(2) 長期借入金 (※ 2)	96,062	89,445	△ 6,616
負債計	131,062	123,180	△ 7,881
デリバティブ取引 (※ 3)	△ 100	△ 100	—

(※ 1)長期貸付金の連結貸借対照表計上額および時価については、1年内回収予定の長期貸付金を含めておりません。

(※ 2)長期借入金の連結貸借対照表計上額および時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めておりません。

(※ 3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(※ 4)「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「コマーシャル・ペーパー」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 5)市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,677
関連会社株式	31,144
計	38,821

(※ 6)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については「(1) 有価証券および投資有価証券」に含まれておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は244百万円です。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,601			18,601
資産計	18,601			18,601
デリバティブ取引				
為替予約取引		100		100
負債計		100		100

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
関連会社債		1,054		1,054
長期貸付金		1,834		1,834
資産計		2,888		2,888
社債		33,735		33,735
長期借入金		89,445		89,445
負債計		123,180		123,180

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券および投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、私募債であり市場がないため、元利金の合計額を、社債利率のうち、社債発行時の金利水準を、期末時点の金利水準に置き換えた利率を元に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は変動金利のものについては、短期間で市場金利を反映しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社が発行する社債の時価は、相場価格を用いて評価しておりますが、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるもの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後に大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるもの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を元に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,934円75銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 308円64銭 |

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算出において控除する自己株式数に含めております。

IX 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、化成品事業、セメント事業、電子先端材料事業、ライフサイエンス事業、環境事業およびその他の事業を営んでおります。

各事業の売上高は、106,124百万円、66,120百万円、90,892百万円、49,370百万円、5,943百万円および31,024百万円です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、前述の「I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

当社グループの契約資産および契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引が存在しないため、実務上の便法の規定を適用し、残存する履行義務に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

X その他の注記

1. 減損損失

当社グループは、事業の区分を基に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っており、それに基づき当連結会計年度において減損損失を計上しております。

なお、下記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失額
リーフレタス 生産設備	山口県柳井市	建物及び構築物	55
		機械装置及び運搬具	105
		工具、器具及び備品	4
		リース資産	589
		その他	7
計			762

株式会社トクヤマゆうゆうファームは、事業環境の変化に伴う収益性の低下により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零として評価しております。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失額
廃石膏ボード リサイクル設備	北海道室蘭市	建物及び構築物	110
		機械装置及び運搬具	478
		リース資産	14
計			603

株式会社トクヤマ・チヨダジプサム室蘭工場は、市場低迷に伴う収益性の低下により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零として評価しております。

2. 企業結合等関係

取得による企業結合

当社は、2025年4月22日付の取締役会において、JSR株式会社(以下、「JSR」)が設立した新会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、2025年10月1日付で株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称およびその事業内容

被取得企業の名称 …………… JSR-01株式会社

(2025年10月1日付で株式会社トクヤマライフサイエンスに商号変更)

事業の内容 …………… 体外診断用医薬品事業、体外診断薬用医薬品材料事業および株式管理事業

②企業結合を行う主な理由

当社は、診断事業として完全子会社である株式会社エイアンドティーにおいて体外診断事業を展開するとともに、新規体外診断薬の創出に向け研究開発を進めておりますが、今後更に健康分野の成長を加速するためには、新たな事業領域への進出により持続的に高収益を生み出すことが現状の課題と認識しております。

そこで、当社は、JSR株式会社の体外診断用医薬品事業および体外診断用医薬品材料事業（以下、「対象事業」）を取得することといたしました。

当社は、中期経営計画2025において「電子」「健康」「環境」分野を成長事業と位置付け、2030年度には成長事業の売上高比率60%以上を目指し事業ポートフォリオの転換を進めており、対象事業は、当社の「健康」分野の中核を担うべき事業であると考えています。

今回、対象事業を当社グループに迎え、粒子や抗体を用いた免疫試薬を製品化する能力を補完できることで、開発期間の大幅な短縮と当社基礎技術とのシナジーが期待され、その結果、当社グループにおいて高収益の試薬ビジネスを早期に構築できると考えております。加えて、当社および株式会社エイアンドティーの国内および韓国の既存顧客病院への対象事業製品の販売、ならびに対象事業の中国顧客に対する当社および株式会社エイアンドティーの電解質検査電極・試薬およびその他の製品を提供することによるクロスセルができると考えております。

なお、当社は対象事業の取得にあたり、次の過程を経ていきます。

(イ)JSRは、JSR-01株式会社(以下、「新設会社」)を新たに設立

(ロ)JSRは、体外診断用医薬品事業の一部をその完全子会社である株式会社医学生物学研究所に吸収分割により承継させ、同事業の残部および同社の全ての発行済株式を新設会社に吸収分割で承継させる。

(ハ)JSRは、体外診断用医薬品材料事業の一部をその完全子会社であるJSRライフサイエンス株式会社に吸収分割により承継させ、同事業の残部および同社の全ての発行済株式を新設会社に吸収分割で承継させる。

(ニ)当社は、新設会社の全ての発行済株式を取得し、完全子会社化する。

③企業結合日

2025年10月1日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後の企業名称

株式会社トクヤマライフサイエンス

⑥取得する議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績期間

2025年10月1日から2026年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	80,637百万円
取得原価		80,637百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等：341百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額：60,139百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間発生原因

20年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

流動資産：	9,485百万円
固定資産：	14,235
資産合計：	23,720
流動負債：	2,731
固定負債：	491
負債合計：	3,222

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

3. 追加情報

(1) セメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式の譲渡に伴う完全子会社の設立および会社分割（簡易吸収分割）ならびに当該完全子会社株式の譲渡（子会社の異動）について

当社は、2026年3月25日開催の取締役会において、セメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式を吸収分割の方法により新たに設立する当社完全子会社（以下、「新会社」）に承継させた上で、新会社の発行済株式の全てを太平洋セメント株式会社に譲渡することを決定し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。（以下、本吸収分割および本株式譲渡を総称して「本取引」といいます。）

当社は1938年よりセメント事業に参入し、日本の高度経済成長時の港湾・道路・住宅向けの需要を取り込んで事業の拡大を進めてまいりました。しかしながら、日本国内のセメント需要は、1990年度をピークに減少を続けており、今後のセメント需要の見通しにつきましては、国内人口の減少、公共投資の縮小、ストック型社会への移行等に伴う漸減が余儀なくされると推察される中、当社はセメント事業のあるべき姿を慎重に検討してまいりました。その結果、本取引を決定し、当該承継が完了する2028年度を目途に、セメントおよび固化材の製造を停止する検討に着手してまいります。

なお、本取引は、国内の競争法その他の法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することが条件となります。

新会社の設立日は2026年7月1日、吸収分割効力発生日および株式譲渡実行日は2026年10月1日を予定しています。

本取引が翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響については現在精査中です。

(2) 業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く）および執行役員（国内非居住者を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度を2018年9月3日より導入しております。

①取引の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という）と称される仕組みを採用します。

BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、業績や役位に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する制度です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額および株式数は350百万円、116千株です。

4. その他

関係会社清算益

当社の連結子会社であった上海徳山塑料有限公司の清算が結了したことに伴い、関係会社清算益815百万円を特別利益として計上しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	4,399	17,573	21,973	1,362	1,657	158,276	161,296
当期変動額								
剰余金の配当							△ 7,926	△ 7,926
圧縮記帳積立金の取崩						△ 51	51	—
当期純利益							12,794	12,794
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 51	4,918	4,867
当期末残高	10,000	4,399	17,573	21,973	1,362	1,605	163,194	166,163

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 428	192,840	6,940	6,940	199,780
当期変動額					
剰余金の配当		△ 7,926			△ 7,926
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		12,794			12,794
自己株式の取得	△ 7	△ 7			△ 7
自己株式の処分	9	9			9
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			2,398	2,398	2,398
当期変動額合計	1	4,868	2,398	2,398	7,267
当期末残高	△ 427	197,709	9,338	9,338	207,048

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …………… 時価法

(3) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

棚卸資産

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） … 定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～50年

構築物 3～75年

機械及び装置 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） … 鉱業権：生産高比例法

その他：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス …………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース取引に係るリース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- | | | |
|--------------|-------|--|
| (1)貸倒引当金 | …………… | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2)投資損失引当金 | …………… | 投資先の資産状態等を検討して計上しております。 |
| (3)賞与引当金 | …………… | 執行役員および従業員の次回賞与支給に備えるため、当事業年度負担分を支給見込額に基づき計上しております。 |
| (4)株式給付引当金 | …………… | 株式交付規程に基づく取締役等への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| (5)修繕引当金 | …………… | 製造設備の定期的修繕に備えるため、個別に修繕費用を算定し計上しております。 |
| (6)解体撤去引当金 | …………… | 製造設備の解体撤去に備えるため、個別に解体撤去費用を算定し計上しております。 |
| (7)損害賠償損失引当金 | …………… | 工業用イソプロピルアルコールの製品不良に起因する損害賠償損失に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もった金額に基づき計上しております。 |
| (8)債務保証損失引当金 | …………… | 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |
| (9)契約損失引当金 | …………… | 将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。 |
| (10)退職給付引当金 | …………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、化成品事業、セメント事業、電子先端材料事業、ライフサイエンス事業、環境事業の各製品の製造・販売を主な事業としており、主に製品を顧客に供給することを履行義務としております。

製品の販売については、製品の引渡時または検収時に顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内販売のうち、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間である取引については、重要性等に関する代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、当社が代理人であると判断した取引については、収益を純額ベース（権利を得ると見込んでいる報酬または手数料の金額）で認識しております。

なお、製品の販売契約における対価は、製品の収益認識時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法 …………… 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引、外貨建債権債務および借入金

③ヘッジ方針 …………… 為替変動リスクおよび金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理 …………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

Ⅱ 表示方法の変更に関する注記

1. 貸借対照表関係

- (1) 電子記録債権の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動資産の受取手形（前事業年度 1,778百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、電子記録債権として表示しております。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,061百万円
--------	----------

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金について将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性および将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度および繰戻・繰越期間における課税所得を見積っております。一時差異等加減算前課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、そこでの主要な仮定は、主に製品の将来需要を基礎とする収益予測、主要原燃料である石炭の市況予測およびホルムズ海峡情勢による主要原燃料の供給制約等です。

当該見積りおよび当該仮定について、脱炭素化に向けた諸施策の発令、主要原燃料である石炭の価格変動およびホルムズ海峡情勢の長期化による主要原燃料の供給制約等、将来の不確実な経済条件および会社の経営状況の変動等により実際に生じた時期および金額が見積りと異なり見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社株式・出資金の評価（㈱トクヤマライフサイエンス）

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式・出資金	136,481百万円
（うち、㈱トクヤマライフサイエンス株式）	80,978百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社に対する株式・出資金については、当該株式等の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、実質価額まで減損処理を行います。なお、超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得した株式等については、当該超過収益力が見込めなくなったことにより実質価額が著しく低下したときは、実質価額まで減損処理を行います。

株式会社トクヤマライフサイエンス株式は超過収益力を反映した価額で取得しております。超過収益力が見込めなくなったか否かの判定は、取得時の事業計画に対して、当事業年度までの達成状況や今後の達成可能性、経営環境の変化の見込み等を踏まえ判定を行います。当該事業計画に用いた主要な仮定には、連結計算書類に計上されているのれんの見積りと同様の仮定が含まれており、その内容は連結注記表「Ⅲ 会計上の見積りに関する注記 2.のれんの評価」に記載のとおりです。

なお、当事業年度において、超過収益力の毀損は認められないことから、実質価額に著しい低下は生じていないと判断しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に変更が生じた場合は、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

IV 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 契約損失引当金

当社は、発電事業者との解約不能な長期の電力受給契約に基づく電力仕入販売取引において、将来発生する可能性がある損失に備えるため、従来は発電事業者との電力受給契約で定めた長期の受給期間のうち、需要者との電力受給契約に定めた受給期間内に発生する可能性が高いと見込まれる損失に対して契約損失引当金を計上しておりましたが、直近の電力・燃料市況およびこれまでの取引実績等を鑑み、発電事業者との長期の受給期間にわたり損失が発生する可能性が高いと判断し、当事業年度において見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、従来の見積額との差額を当事業年度の契約損失引当金繰入額として特別損失に3,630百万円計上しており、これにより税引前当期純利益は同額減少しております。

V 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

関係会社の借入金に対して次の資産を担保に供しております。

投資有価証券	1,150百万円
関係会社株式・出資金	20百万円
合計	1,170百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

473,448百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務の保証先別内訳

徳山台湾股份有限公司	444百万円
(株)トクヤマゆうゆうファーム	53百万円
従業員	31百万円
Tokuyama Nouvelle Calédonie S.A.	3百万円
合計	532百万円

(注) (株)トクヤマゆうゆうファームについては、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しております。

(2) 債権流動化に伴う買戻義務

271百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	41,475百万円
関係会社に対する短期金銭債務	37,345百万円
関係会社に対する長期金銭債権	4,837百万円

VI 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	116,935百万円
仕入高	16,849百万円
営業取引以外の取引高	7,471百万円

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	143,164株
------	----------

(注) 当事業年度末日の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が116千株含まれております。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

繰越欠損金	29,790百万円
修繕引当金	2,552百万円
関係会社株式	1,644百万円
契約損失引当金	1,294百万円
減価償却超過額	1,186百万円
投資有価証券	1,131百万円
棚卸資産	1,107百万円
賞与引当金	867百万円
投資損失引当金	544百万円
貸倒引当金	274百万円
その他	1,263百万円
繰延税金資産小計	41,657百万円
評価性引当額	△ 32,405百万円
繰延税金資産合計	9,251百万円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金	△ 3,262百万円
前払年金費用	△ 2,555百万円
関係会社株式交換益	△ 1,552百万円
圧縮記帳積立金	△ 733百万円
その他	△ 86百万円
繰延税金負債合計	△ 8,190百万円
繰延税金資産の純額	1,061百万円

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注4）	項目	期末残高（百万円）（注4）
子会社	㈱トクヤマソーダ販売	所有 直接 100%	製品の販売	当社製品の販売（注1）	69,401	売掛金	18,989
			資金の貸借	CMSによる資金貸借（注2）	—	預り金	3,484
子会社	トクヤマ通商㈱	所有 直接 100%	製品の販売	当社製品の販売（注1）	22,461	売掛金	8,026
			資金の貸借	CMSによる資金貸借（注2）	—	預り金	4,934
子会社	㈱トクヤマデンタル	所有 直接 100%	剰余金の処分	配当金の受取	1,341	—	—
			資金の貸借	CMSによる資金貸借（注2）	—	預り金	7,234
関連会社	OCI Tokuyama Semiconductor Materials Sdn.Bhd.	所有 直接 50%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受（注3）	16,409	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。

(注2)当社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、CMSによる資金貸借は、短期的目づ反復的な取引のため、取引金額は記載を省略しております。なお、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3)OCI Tokuyama Semiconductor Materials Sdn.Bhd.の設立に伴い、当社が出資の50%を引き受けたものです。

(注4)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,877円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 177円83銭 |

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり情報の算出において控除する自己株式数に含めております。

XI 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

XII その他の注記

1. 追加情報

- (1) セメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式の譲渡に伴う完全子会社の設立および会社分割（簡易吸収分割）ならびに当該完全子会社株式の譲渡（子会社の異動）について

当社は、2026年3月25日開催の取締役会において、セメント・固化材の国内販売事業および一部連結子会社株式を吸収分割の方法により新たに設立する当社完全子会社（以下、「新会社」）に承継させた上で、新会社の発行済株式の全てを太平洋セメント株式会社に譲渡することを決定し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。（以下、本吸収分割および本株式譲渡を総称して「本取引」といいます。）

当社は1938年よりセメント事業に参入し、日本の高度経済成長時の港湾・道路・住宅向けの需要を取り込んで事業の拡大を進めてまいりました。しかしながら、日本国内のセメント需要は、1990年度をピークに減少を続けており、今後のセメント需要の見通しにつきましては、国内人口の減少、公共投資の縮小、ストック型社会への移行等に伴う漸減が余儀なくされると推察される中、当社はセメント事業のあるべき姿を慎重に検討してまいりました。その結果、本取引を決定し、当該承継が完了する2028年度を目途に、セメントおよび固化材の製造を停止する検討に着手してまいります。

なお、本取引は、国内の競争法その他の法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することが条件となります。

新会社の設立日は2026年7月1日、吸収分割効力発生日および株式譲渡実行日は2026年10月1日を予定しています。

本取引が翌事業年度の計算書類に与える影響については現在精査中です。

- (2) 業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役および国内非居住者を除く）および執行役員（国内非居住者を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度を2018年9月3日より導入しております。

①取引の概要

本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という）と称される仕組みを採用します。

BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、業績や役位に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する制度です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は350百万円、116千株です。